

高松市自主財源検討委員会
最終取りまとめ

別冊資料集

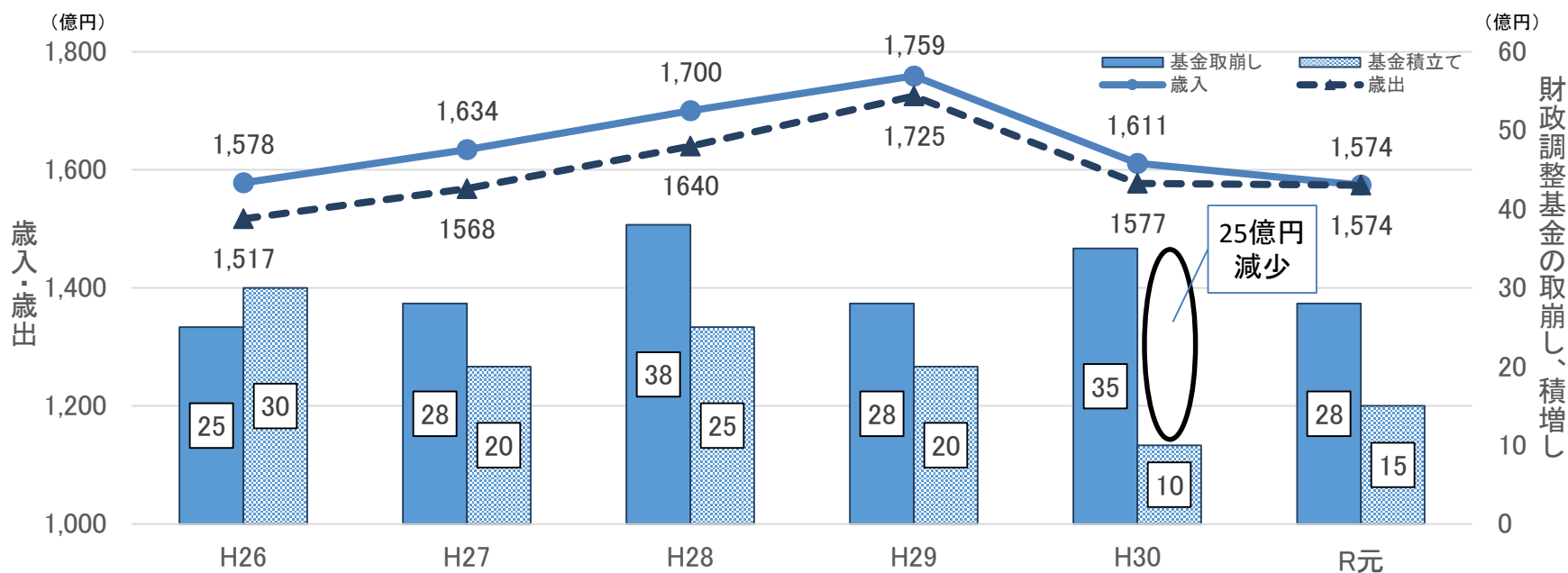
目次

1	高松市の財政状況	1
2	類似都市の自主財源の状況	10
3	自主財源の概要	13
4	市税以外の歳入	24
5	個人市民税	33
6	固定資産税及び都市計画税	36
7	法定外目的税	40
8	中期財政収支見通し	46
9	市民からの参考意見	47
	(参考) 自主財源の検討スケジュール	50
	(参考) 委員名簿	51
	(参考) 高松市自主財源検討委員会設置要綱	52

1 財政状況

- 予算規模は平成29年度をピークに、以降、予算規模を圧縮
- 本市では、恒常的に財政調整基金の取り崩しによる対応での予算編成を実施
- また、平成27年度以降は、財政調整基金の取崩し額が、決算剰余金による積増し額より大きく、財政調整基金が減少している状況

歳入・歳出、財政調整基金の取崩し、積増しの推移

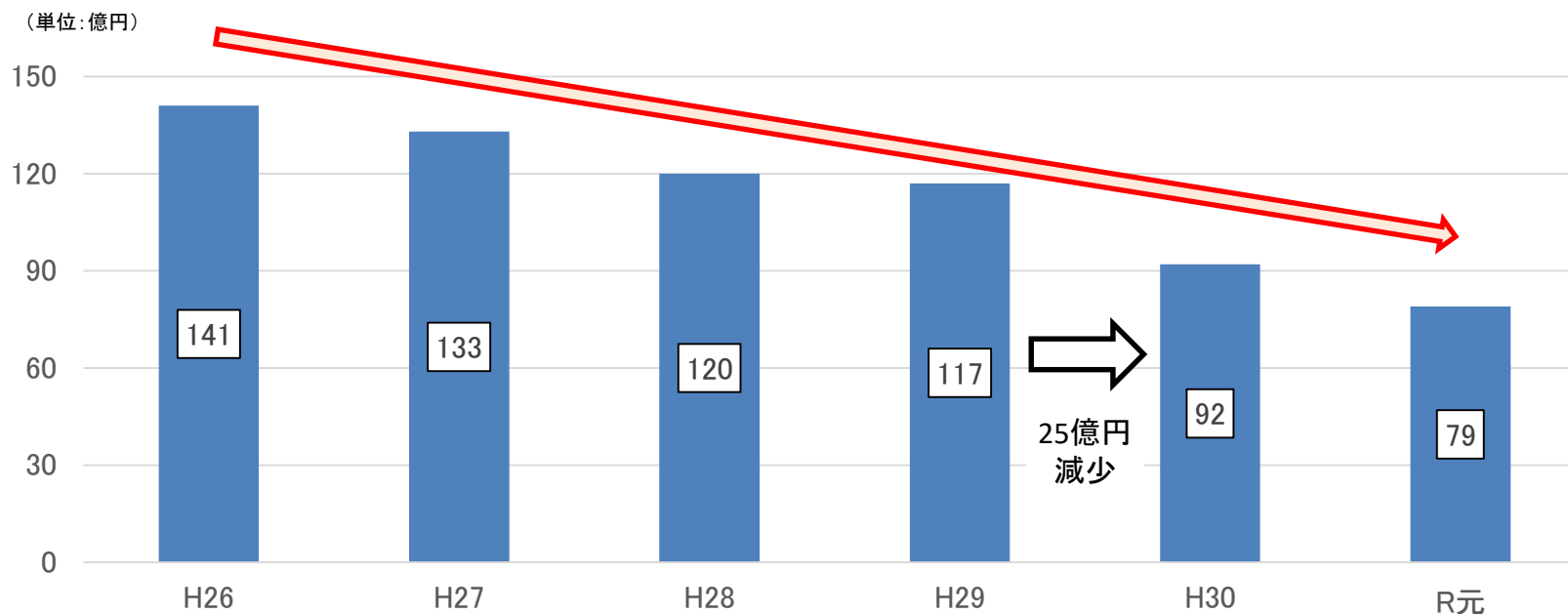


- ※ H30までは決算、R元は6月補正後
- ※ 決算剰余金による積立額を当該年度分として記載
- ※ H29はこのほか、3月補正により5億円積み増し

2 財政調整基金の見通し

- 年平均10億を超えるペースで財政調整基金が減少し、特に近年はペースが加速
- 5年間で基金残高は半分程度に減少
- このまま対策を打たない場合、2、3年で財政調整基金が枯渇する可能性

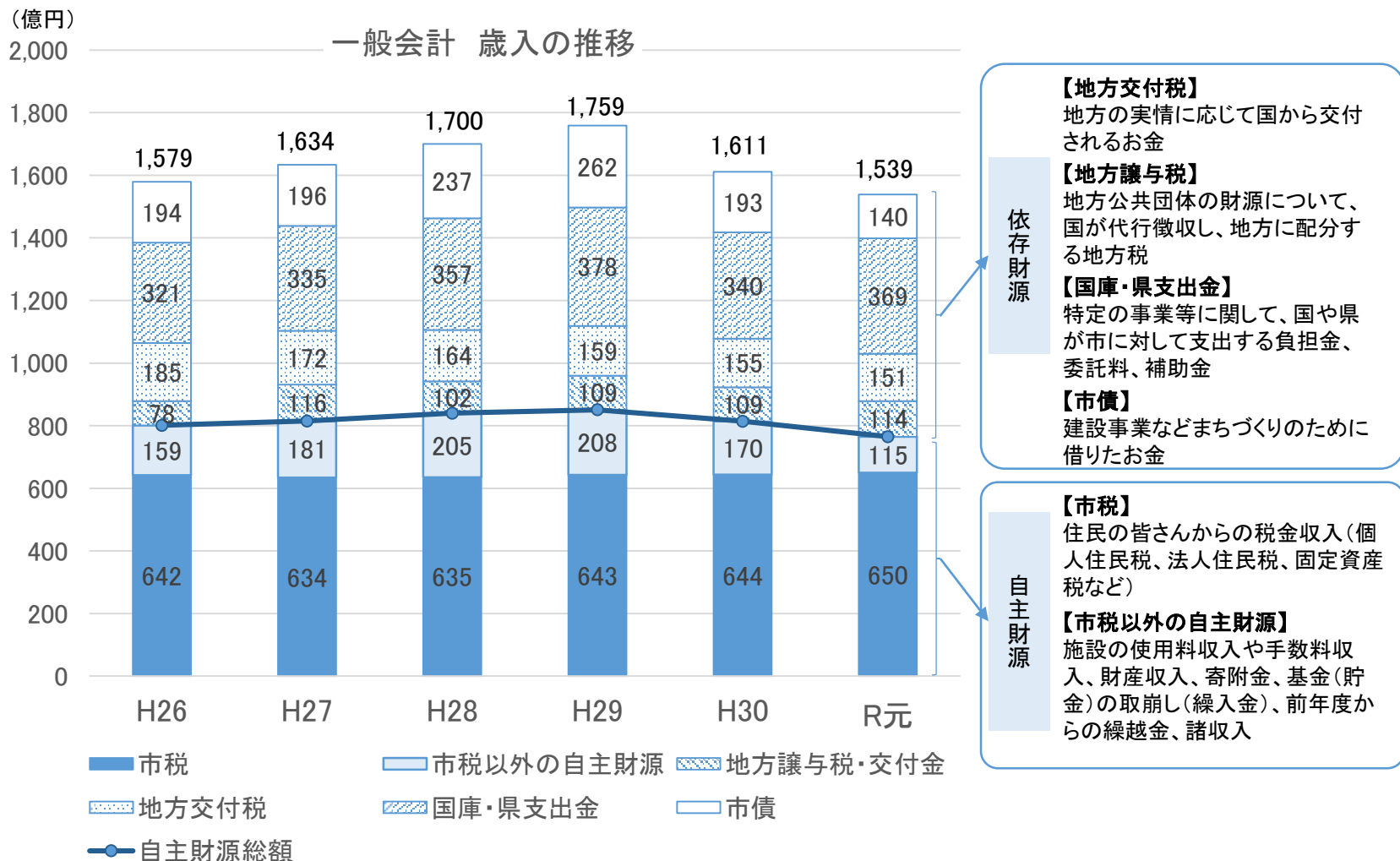
財政調整基金残高の推移



※H30までは決算、R元は6月補正後

3 歳入の状況

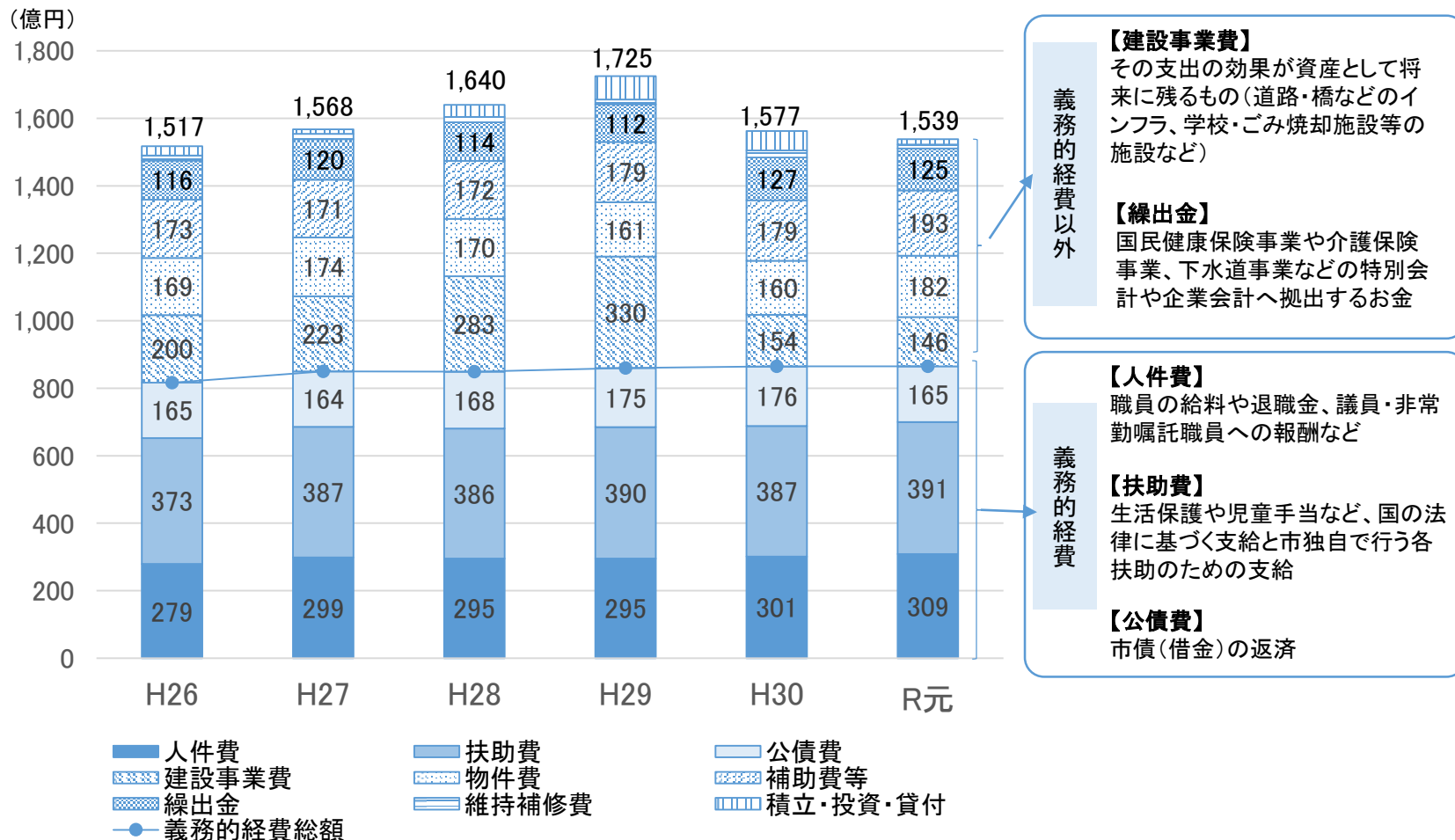
- 大型建設事業の進捗等に伴い、国庫・県支出金や市債が平成29年度まで増加
- 市税に次ぐ一般財源である地方交付税が減少傾向



※H30までは決算、R元は当初予算(骨格)

4 歳出の状況

- 建設事業費は平成29年度にピークを迎えた後、大幅に減少
- 社会保障経費の増加に伴い、扶助費、補助費等、繰出金が増加傾向にある



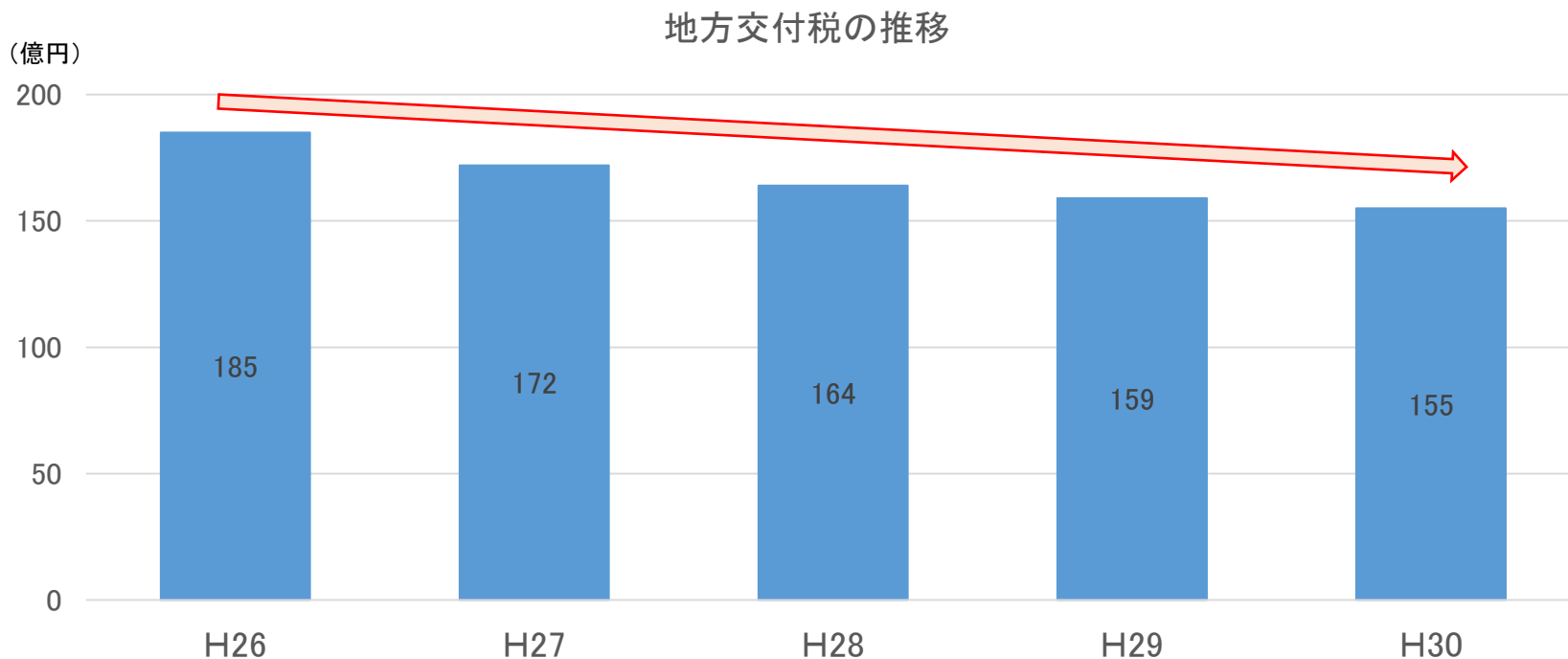
※H30までは決算、R元は当初予算(骨格)

5 要因分析(歳入) (1)地方交付税

- 平成28年度から令和3年度にかけて、普通交付税における合併算定替の段階的な縮減のため、地方交付税は減少(合併算定替による地方交付税の需要の増加額は令和3年度にゼロとなる。)
- 4年間で約30億円の減少

【合併算定替】

市町村合併後、当面は行政運営に係る経費の急激な節減が困難であることを考慮し、一定期間、合併市町村の普通交付税が、合併しなかったと仮定した場合に算定される関係市町村の普通交付税の合算額を下回らないようにする特例

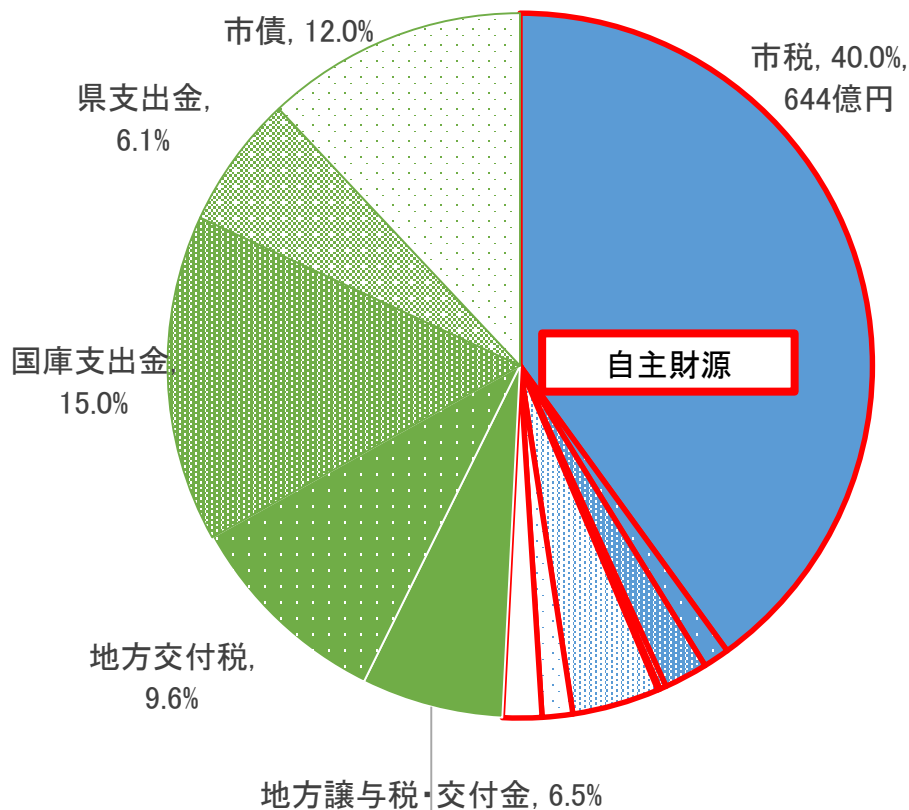


※各年度の金額は決算額

5 要因分析(歳入) (2) 自主財源

- ・自主財源比率は50%程度で、歳入の半分は自前でまかなえていない状況
- ・近年は、大型建設事業の進捗等に伴い、国県支出金や市債が増加し、自主財源比率が低下していた

平成30年度一般会計決算
(161,133百万円)

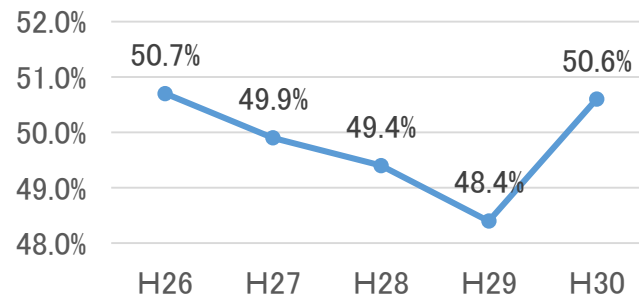


自主財源の状況

(単位:百万円・%)

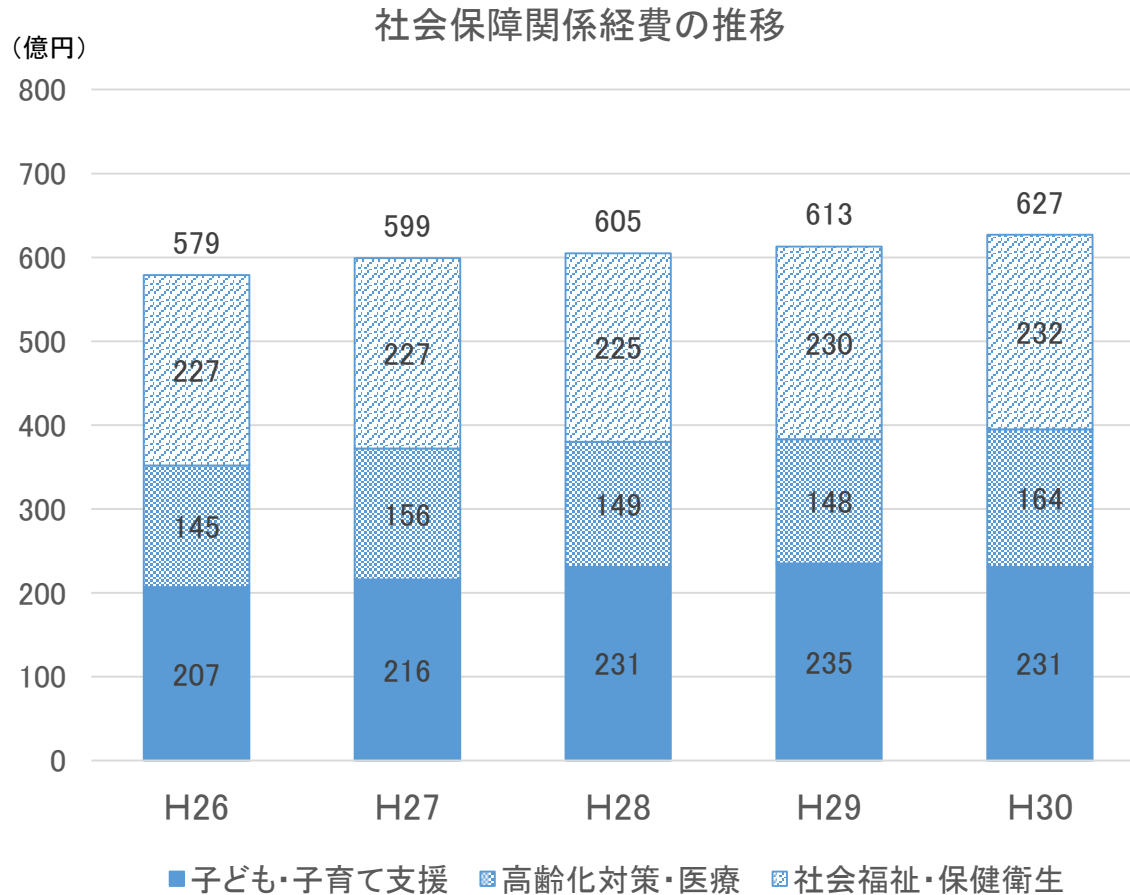
区分	決算額	構成比
市税	64,445	40.0
分担金・負担金	1,915	1.2
使用料・手数料	3,209	2.0
財産収入	104	0.1
寄附金	134	0.1
繰入金	6,378	4.0
繰越金	2,349	1.4
諸収入	2,923	1.8
自主財源 計	81,458	50.6

自主財源比率の推移



6 要因分析(歳出)

- 社会保障経費は、子ども関係の増などにより、大幅に増加
- 4年間で50億円程度増加し、今後も増加する見込み



社会保障4経費 その他社会保障施策に要する経費

【子ども・子育て支援】

児童手当、子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、母子家庭自立支援給付金、私立保育所運営費、認可外保育施設等助成 など

【高齢化対策・医療】

国民健康保険事業特別会計繰出金、高齢者福祉関係、介護保険事業特別会計繰出金、後期高齢者医療の負担金 など

【社会福祉・保健衛生】

- ・障害福祉サービス給付、障害者医療費助成など障害福祉費
- ・生活保護扶助費
- ・予防接種など予防費
- ・妊婦・乳児及び歯科健康診査、がん対策推進など保健対策費

※各年度の金額は決算額

※経費は事務職員の職員給与を除いた額

7 今後の財政状況の見通し

【歳入】

- 個人市民税・固定資産税の税収は、景気の回復基調を前提とすれば、増加の見込み
一方、※制度上、増加額の75%相当額は地方交付税が減少
- 合併算定替の縮減に伴う 地方交付税の減少 (令和3年度まで)
- 法人税制改正に伴い、法人市民税は減少 (令和2年度から)

【歳出】

- 少子高齢化に伴う 社会保障のさらなる充実
- 人口減少のもとでも 持続可能な都市構造の確立
- 老朽化施設の更新・修繕
- 会計年度任用職員制度改正に伴う人件費の増加 (令和2年度から)
- 大型建設事業の償還開始に伴う公債費の増加 (令和2年度から)



- ここ数年でさらなる歳入減・歳出増が見込まれている状況
- 基金残高の大幅な減少により、基金の取崩しによる財政運営は限界

基金の取崩しに頼らない持続可能な財政運営のため、歳入・歳出ともに転換が必要

8 今後の財政状況の見込み

- 令和2年度の財源不足は、現時点で96億円の見込み
- 前年(令和元年度)は同時期に財源不足99億円を見込み、そこから削減に取り組んだものの、なお28億円の財源不足が生じたところ(決算による積増しを考慮しても現時点で13億円の基金減少)
- 令和2年度以降、会計年度任用職員制度への対応を始め、多額の財政需要が見込まれており、歳入確保・歳出抑制に取り組むことが必要
- また、現時点の推計からは恒常的な財源不足が生じることが見込まれるため、歳入確保・歳出抑制の対策も含め、時限的措置について検討することが必要な状況

一般会計財政収支見通し(一般財源ベース)

(単位:億円)

時点	歳入	歳出	差引
R元年10月	992.3	1,088.7	▲96.4

現行制度をベースに、現時点における国の動向を踏まえ、過去の決算状況やまちづくり戦略計画を始めとする各種の計画等に基づく施策事業を勘案し、令和2年度の一般会計に係る見通しを一般財源ベース(※)で試算

※ 歳入は市税等一般財源の額、歳出は事業費から充当可能な国庫支出金等特定財源を除いた額としたもの

前年(令和元年度)の状況

(単位:億円)

時点	歳入	歳出	差引
H30年10月	966.2	1,065.1	▲98.9



時点	歳入	歳出	差引
R1予算(肉付け後)	981.4	1,009.4	▲28.0

R元財政調整基金取崩し額	H30決算による積増し	R元財政調整基金の減少額
▲28.0	15.0	▲13.0

1-1 他市の事例

2 類似都市の自主財源の状況

<人口類似団体>

(単位:百万円)

	福山市	尼崎市	金沢市	高松市	豊田市	長崎市	富山市
人口(人)	468,987	462,476	452,844	425,949	424,500	424,094	417,224
財政力指数	0.820	0.827	0.853	0.829	1.517	0.585	0.814
歳出	164,878	197,732	177,128	157,593	184,476	203,705	160,865
歳入	170,655	198,150	180,044	161,098	193,134	207,769	164,094
自主財源	88,799	99,324	97,070	81,385	136,872	74,148	86,311
自主財源(繰入金除き)	88,267	97,775	94,301	75,022	126,000	72,462	84,259
うち使用料・手数料	4,794	6,747	3,876	4,010	3,186	4,536	3,552
うち財産収入	436	3,284	2,902	104	638	1,545	410
うち寄附金	55	235	78	134	20	839	11
うち繰入金	532	1,548	2,769	6,363	10,872	1,686	2,052
うち税収	73,778	78,768	80,605	64,446	106,008	55,326	73,379
うち個人市民税	23,162	23,740	27,744	23,950	32,080	19,938	24,003
うち法人市民税	6,023	6,985	9,032	8,655	18,414	5,720	7,412
うち固定資産税	31,374	33,864	30,881	25,699	40,612	20,320	30,663
うち都市計画税	5,157	7,122	6,244	—	3,984	3,780	3,960

※普通会計決算(高松市は平成30年度決算額。高松市以外の6市は平成29年度決算額)

1-2 他市の事例

〈自主財源類似団体〉

(単位:百万円)

	松山市	富山市	いわき市	高松市	柏市	長野市	豊中市
人口(人)	513,207	417,227	325,093	425,949	417,218	378,389	405,463
財政力指数	0.755	0.814	0.771	0.829	0.951	0.739	0.919
歳出	187,056	160,865	153,648	157,593	124,042	150,201	143,711
歳入	191,557	164,094	164,302	161,098	129,572	153,174	145,523
自主財源	86,868	86,311	85,496	81,385	80,497	80,019	79,235
自主財源(繰入金除き)	82,671	84,259	71,583	75,022	78,904	75,112	77,579
うち使用料・手数料	3,530	3,552	3,233	4,010	3,155	3,400	2,547
うち財産収入	2134	410	501	104	135	660	1,225
うち寄附金	214	11	472	134	70	28	166
うち繰入金	4,197	2,052	13,912	6,363	1,592	4,907	1,666
うち税収	68,865	73,379	50,584	64,446	67,001	58,318	68,127
うち個人市民税	24,421	24,003	16,965	23,950	28,305	20,493	29,282
うち法人市民税	6,756	7,412	4,916	8,655	4,068	5,909	4,593
うち固定資産税	31,070	30,663	19,586	25,699	25,060	22,727	24,730
うち都市計画税	—	3,960	2,964	—	5,220	3,793	5,782

※普通会計決算(高松市は平成30年度決算額。高松市以外の6市は平成29年度決算額)

1-3 他市の事例

〈人口類似団体かつ財政力指数が高松市より上〉

(単位:百万円)

	豊田市	岡崎市	柏市	豊中市	岐阜市	金沢市	高松市
人口(人)	424,500	386,943	417,218	405,463	410,297	452,844	425,949
財政力指数	1.517	1.011	0.951	0.919	0.864	0.853	0.829
歳出	184,476	121,447	124,042	143,711	153,690	177,128	157,593
歳入	193,134	127,201	129,572	145,523	160,926	180,044	161,098
自主財源	136,872	88,279	80,497	79,235	96,107	97,070	81,385
自主財源(繰入金除き)	126,000	82,068	78,904	77,579	92,791	94,301	75,022
うち使用料・手数料	3,186	2,939	3,155	2,547	3,772	3,876	4,010
うち財産収入	638	777	135	1,225	274	2,902	104
うち寄附金	20	58	70	166	182	78	134
うち繰入金	10,872	6,211	1,592	1,666	3,316	2,769	6,363
うち税収	106,008	69,731	67,001	68,127	65,988	80,605	64,446
うち個人市民税	32,080	26,723	28,305	29,282	24,125	27,744	23,950
うち法人市民税	18,414	4,818	4,068	4,593	5,209	9,032	8,655
うち固定資産税	40,612	27,298	25,060	24,730	26,126	30,881	25,699
うち都市計画税	3,984	5,092	5,220	5,782	5,503	6,244	—

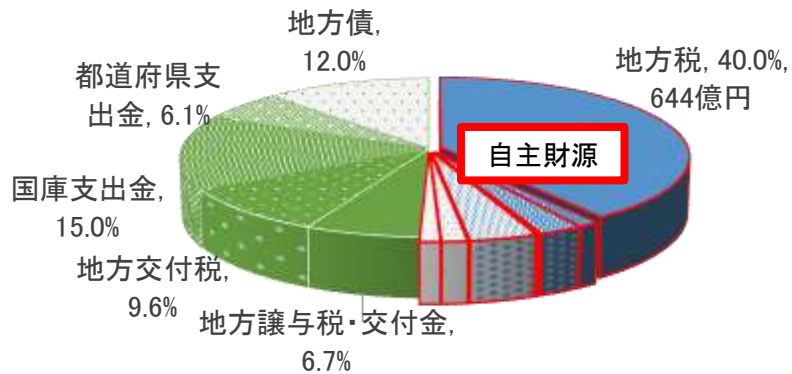
※普通会計決算(高松市は平成30年度決算額。高松市以外の6市は平成29年度決算額)

1 自主財源の状況

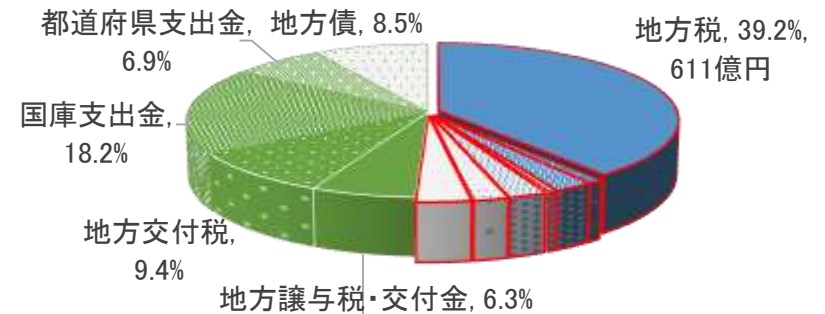
- 自主財源のうち主な歳入は市税であり、人口1人あたりでは中核市平均を下回る
- そのほかの自主財源では、諸収入、財産収入、寄附金が少なく、基金の取崩しによる繰入金が多い

中核市平均との比較

高松市(161,098百万円)※H30決算



中核市平均(155,802百万円)※H29決算



区分	収入額 (百万円)	説明	人口1人あたり歳入(円)	
			高松市	中核市平均
地方税(市税)	64,446	市民税、固定資産税、市町村たばこ税 など	150,470	155,032
諸収入	1,991		4,649	13,086
分担金・負担金	1,926	保育所等入所者負担金 など	4,497	3,613
使用料・手数料	4,010	市営住宅使用料、廃棄物処理手数料 など	9,364	8,946
財産収入	104	不動産、動産の売払収入など	242	1,881
寄附金	134	ふるさと納税 など	313	745
繰入金	6,363	他の特別会計や基金から一般会計への資金の移動	14,857	9,025
繰越金	2,410	前会計年度から持ち越した金額	5,628	8,252

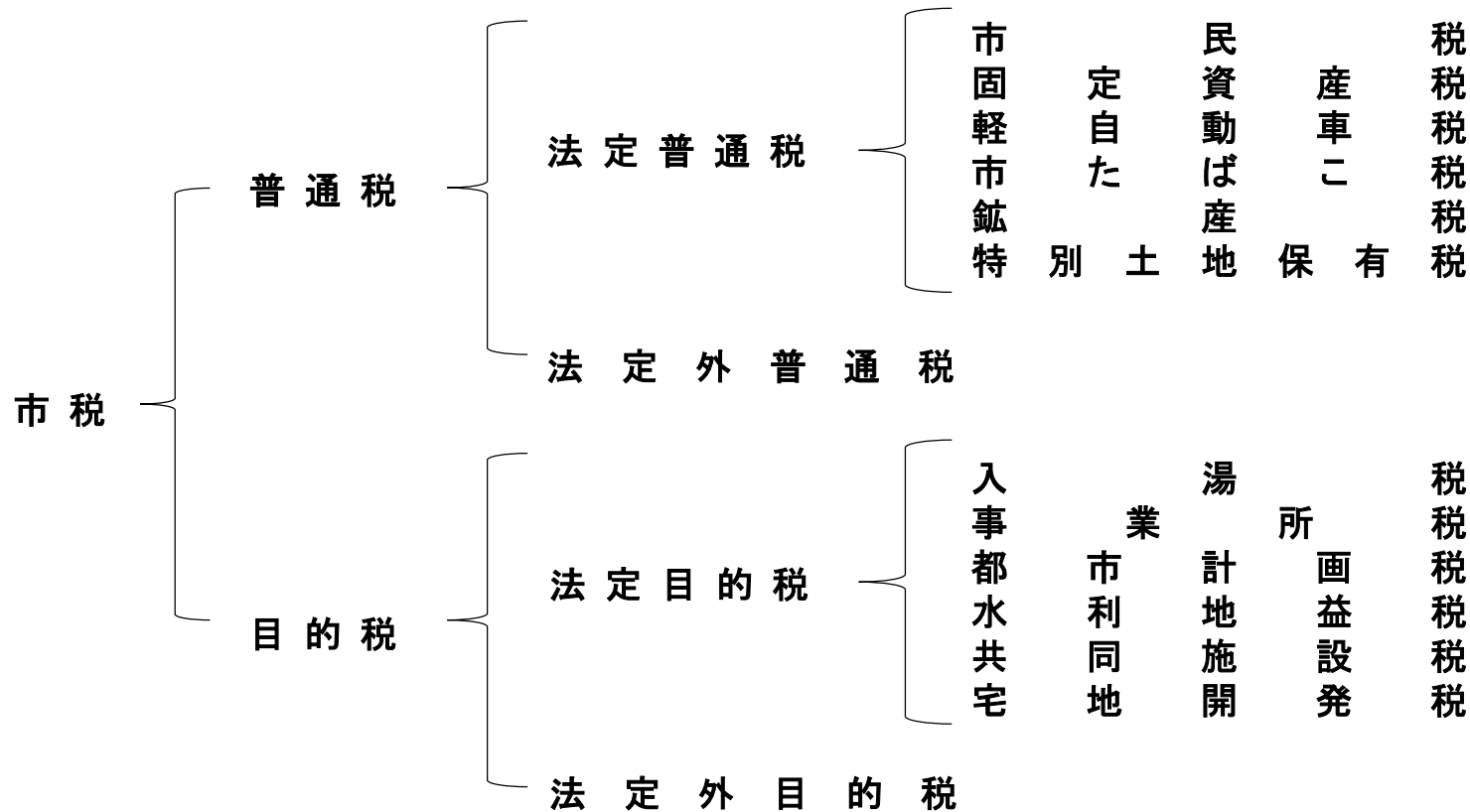
【参考】依存財源の概要

(単位:百万円)

区分		※収入額	説明
地方譲与税	地方揮発油譲与税	274	ガソリンに課された地方揮発油税(国税)の税収の一部が、市道の延長や面積によって市に譲与されるもの
	自動車重量譲与税	671	自動車の新規登録、継続検査時に課せられる自動車重量税(国税)の税収の一部が、市道の延長や面積によって市に譲与されるもの
	特別とん譲与税	3	外国貿易船の入港に対し課せられる特別とん税(国税)相当額が、開港所在市に譲与されるもの
	航空機燃料譲与税	49	航空機燃料税の一部が空港関係市に譲与されるもの
交付金	利子割交付金	187	利子割(県税)の一部が県から市に交付されるもの
	配当割交付金	433	配当割(県税)の一部が県から市に交付されるもの
	株式等譲渡所得割交付金	412	株式等譲渡所得割(県税)の一部が県から市に交付されるもの
	地方消費税交付金	8,194	地方消費税(県税)の1/2が人口、従業者数によって市に交付されるもの
	ゴルフ場利用税交付金	27	ゴルフ場利用税(県税)の一部が当該ゴルフ場所在市に交付されるもの
	自動車取得税交付金	283	自動車取得税(県税)の一部が市道の延長や面積によって交付されるもの
	地方特例交付金	239	地方税の減収額の一部を補うために、国から交付されるもの
	国有提供施設等所在市町村助成交付金	1	国が所有する自衛隊使用施設の所在する市に交付されるもの
	交通安全対策特別交付金	89	道路交通法により納付される反則金の一部が交付されるもの
地方交付税	15,935	地方公共団体の財源の均衡化と保障のため国から交付されるもの	
国庫支出金	27,900	国から市に対して支出される負担金、補助金、委託金等	
都道府県支出金	9,852	県から市に対して支出される負担金、補助金、委託金等	
地方債	26,180	市が施設整備等の時に国や金融機関などから長期的に借り入れる資金	

※平成29年度決算額

2 市税の概要 (1)市税の体系



- (注) 1 普通税：その収入の用途を特定せず、一般経費に充てるために課される税。
普通税のうち、地方税法により税目が法定されているものを法定普通税といい、それ以外のもので地方団体が一定の手続、要件に従い課するものを法定外普通税という。
- 2 目的税：特定の費用に充てるために課される税。
目的税のうち、地方税法により税目が法定されているものを法定目的税といい、それ以外のもので地方団体が一定の手続、要件に従い課するものを法定外目的税という。

2 市税の概要 (2) 普通税

税目	納税義務者	課税客体	課税標準	税率種類	制限税率	高松市		超過課税 実施団体 数※2		
						税率	税込※1 (百万円)			
市民税	均等割 (個人)	市内に住所を 有する個人、 市内に事務所 等を有する法 人等	左に同じ	定額課税	標準 税率	3,000円(ただし、平成 26年度から平成35年度 まで 3,500円)	無	標準 税率	738	1
				前年の所得	標準 税率	6/100	無	標準 税率	23,213	1
				定額課税	標準 税率	法人…5万円～300万円	標準税率 の1.2倍	制限 税率	2,105	387
				法人税額又 は個別帰属 法人税額	標準 税率	9.7/100	12.1/100	制限 税率	6,550	996
固定資産税	固定資産税の 所有者	固定資産(土 地、家屋、償 却資産)	価格	標準 税率	1.4/100	無	標準 税率	25,699	153	
軽自動車税	軽自動車等の 所有者	原動機付自転 車、軽自動車、 小型特殊自動 車及び二輪の 小型自動車	定額課税	標準 税率	定額課税(例 4輪以 上の自家用軽乗用車… 年額10,800円)	標準税率 の1.5倍	標準 税率	1,099	15 (※3)	
市たばこ税	卸売販売業者 等	売渡し等に係 る製造たばこ	製造たばこ の本数	一定 税率	1,000本につき5,692円	-	一定 税率	2,797	-	
鉱産税	鉱業者	鉱物の掘採の 事業	鉱物の価格	標準 税率	1/100	1.2/100	課税なし		30	
特別土地保有税	土地の所有者 または取得者	土地の所有又 は取得	土地の取得 額	一定 税率	土地に対する課税 1.4/100 土地の取得に 対する課税 3/100	-	一定 税率	-	-	
※平成15年度以降は課税停止。										
法定外普通税							課税なし		-	

※1 平成30年度決算額

※2 平成30年4月1日現在

※3 平成28年度からの新税率に対して超過課税を行っている団体はなし。

2 市税の概要 (3) 目的税

税目	納税義務者	課税客体	課税標準	税率種類		制限税率	高松市		超過課税 実施団体 数※2
							税率	税込※1 (百万円)	
入湯税	入湯客	鉱泉浴場における入湯行為	入湯客数	標準 税率	1人1日につき150円	無	標準 税率	20	5
事業所税	資産割	事業所等において事業を行う者	事業	事業所床面積	一定 税率	-	一定 税率	2,225	-
	従業者割			従業者給与総額					
都市計画税		市街化区域等内に所在する土地、家屋の所有者	土地、家屋	価格	制限 税率	0.3/100	0.3/100	課税なし	-
水利地益税		水利に関する事業等により特に利益を受ける者	土地、家屋	価格又は面積		任意税率	無	課税なし	-
共同施設税		共同施設により特に利益を受ける者	共同施設により特に利益を受けた事実	共同施設の利益状況を考慮して市が条例で定める		任意税率	無	課税なし	-
宅地開発税		権原により宅地開発を行う者	市街化区域において行われる宅地開発	宅地の面積		任意税率	無	課税なし	-
法定外目的税								課税なし	-

※1 平成30年度決算額

※2 平成30年4月1日現在

2 市税の概要 (4) 法定外税

○ 法定外税は総務大臣の同意が必要

【法定外普通税】	実施市町村	施行年月日	29年度決算額(百万円)
別荘等所有税	熱海市(静岡県)	S51.4.1	524
砂利採取税	山北町(神奈川県)	S57.4.1	5
歴史と文化の環境税	太宰府市(福岡県)	H15.5.23	87
使用済核燃料税	薩摩川内市(鹿児島県)	H15.11.1	420
	伊方町(愛媛県)	H30.4.1	309(平年度見込額)
狭小住戸集合住宅税	豊島区(東京都)	H16.6.1	441
空港連絡橋利用税	泉佐野市(大阪府)	H25.3.30	413
【法定外目的税】	実施市町村	施行年月日	29年度決算額(百万円)
遊漁税	富士河口湖町(山梨県)	H13.7.1	8
環境未来税	北九州市(福岡県)	H15.10.1	632
使用済核燃料税	柏崎市(新潟県)	H15.9.30	575
	玄海町(佐賀県)	H29.4.1	416
環境協力税等	伊是名村(沖縄県)	H17.4.25	4
	伊平屋村(沖縄県)	H20.7.1	3
	渡嘉敷村(沖縄県)	H23.4.1	14
	座間味村(沖縄県)	H30.4.1	10(平年度見込額)
開発事業等緑化負担税	箕面市(大阪府)	H28.7.1	47
宿泊税	京都市(京都府)	H30.10.1	4,560(平年度見込額)
	金沢市(石川県)	H31.4.1	720(平年度見込額)

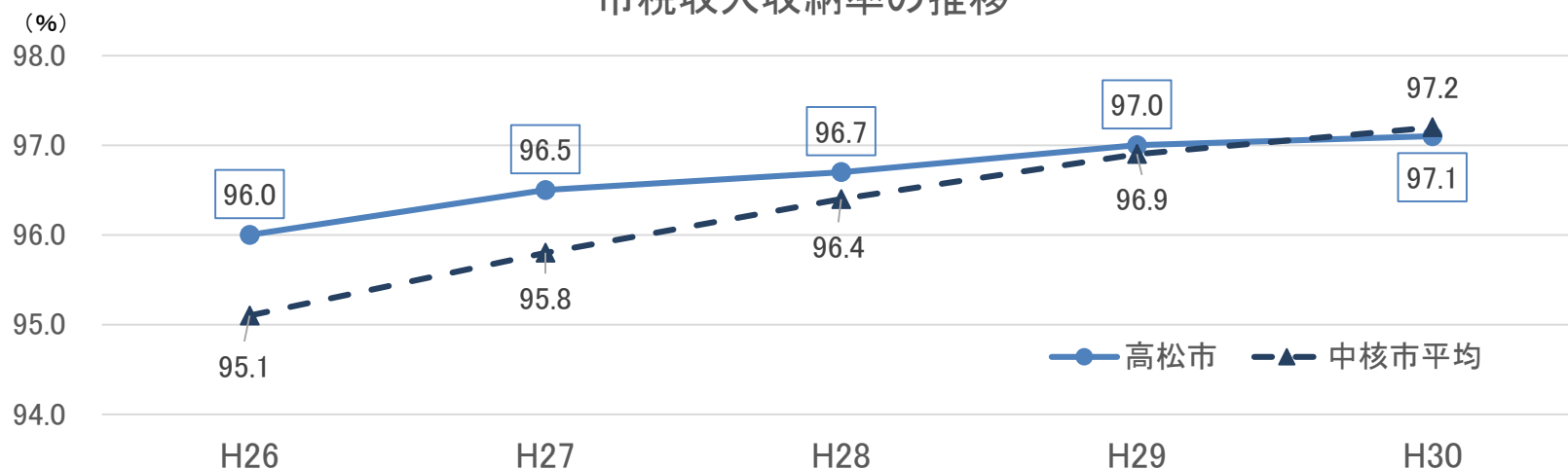
2 市税の概要 (5) 収納率

- 市税、税外債権ともに収納率は上昇傾向
- 市税収納率は中核市平均並み

	H26	H27	H28	H29	H30
市税	96.0%	96.5%	96.7%	97.0%	97.1%
税外債権	88.8%	88.8%	89.1%	89.4%	89.6%
合計	93.6%	93.9%	94.2%	94.5%	94.6%

中核市市税平均	95.1%	95.8%	96.4%	96.9%	97.2%
---------	-------	-------	-------	-------	-------

市税収入収納率の推移

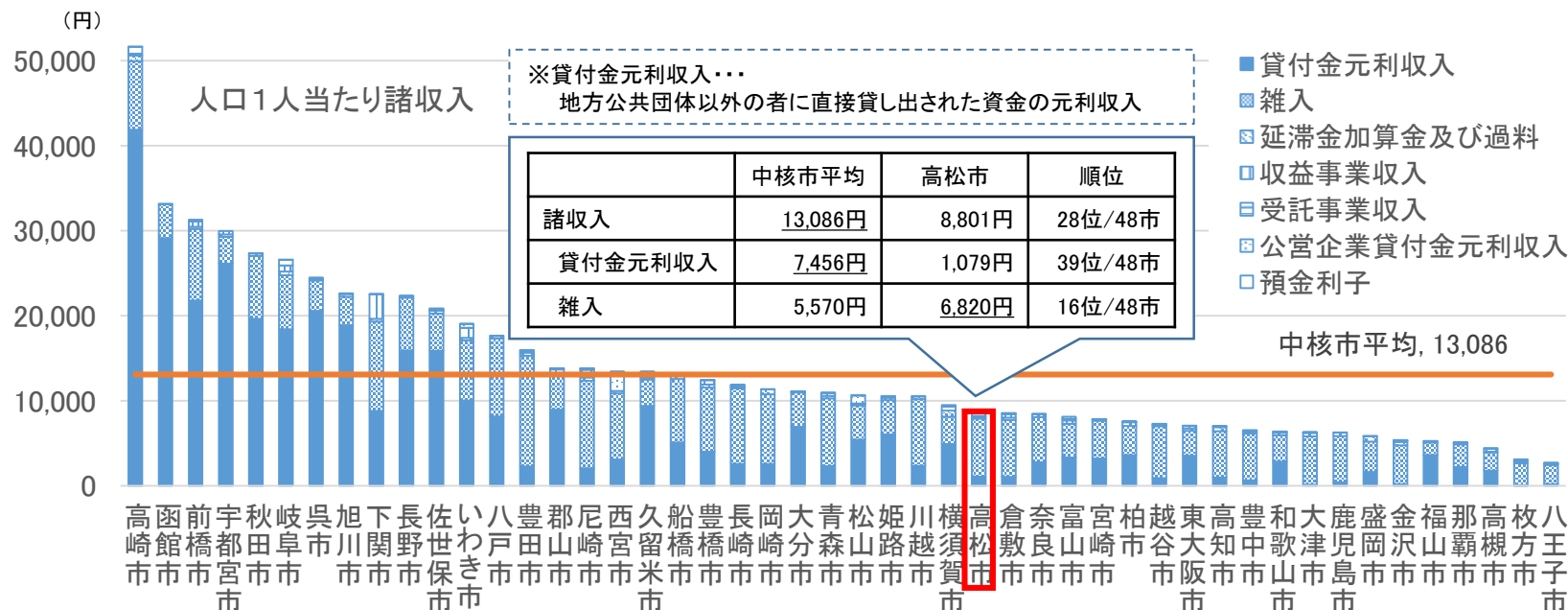


3 諸収入の概要

- 高松市の人口1人当たりの諸収入は中核市平均を4千円下回る(中核市48市中28位)
- 貸付金元利収入がその要因であるが、歳入の内容は歳出(貸付金)に応じて生じるもの
- そのほかの諸収入の大半を占める雑入は中核市平均を上回る(中核市48市中16位)

(単位:百万円)

諸収入	説明	3,777
雑入	返還金過年度収入、国県以外からの助成金 など他の収入に属さないもの	2,927
貸付金元利収入	勤労者住宅融資資金、母子福祉資金貸付金、中小企業融資対策資金 など	463
受託事業収入	他の市町村から委託を受けた建設事業の受託事業収入	234
収益事業収入	競輪事業会計から一般会計への繰入れ	50



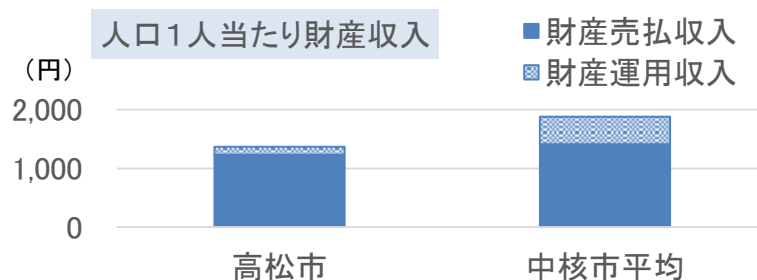
※総務省資料「平成29年度地方財政状況調査」、「平成30年住民基本台帳人口・世帯数、平成29年人口動態(市区町村別)」に基づき作成

4 財産収入の概要

- 本市の人口1人当たりの財産収入は、中核市平均を下回る(中核市48市中21位)
- 財産収入のうち、財産売払収入は中核市平均並み、財産運用収入は中核市平均を下回る
- 未利用財産有効活用基本方針に基づき、引き続き、売却や活用に取り組んでいる

(単位:百万円)

財産収入		587
高松空港ビル株式会社株券売払収入 ※平成29年度のみ		317
土地売払収入		207
土地建物等貸付料		53



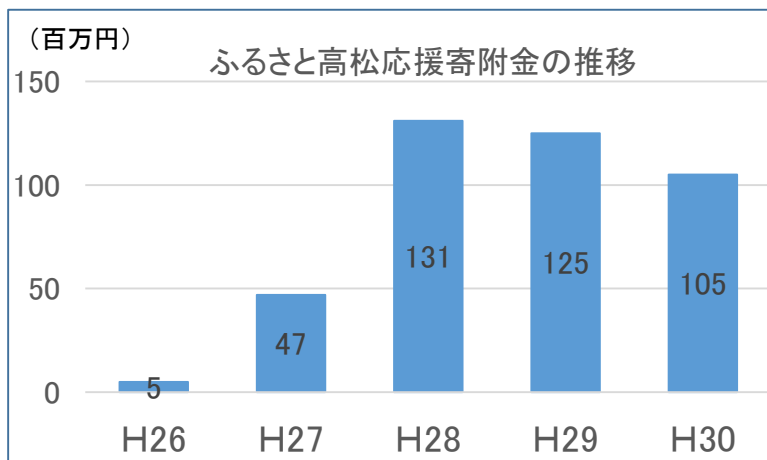
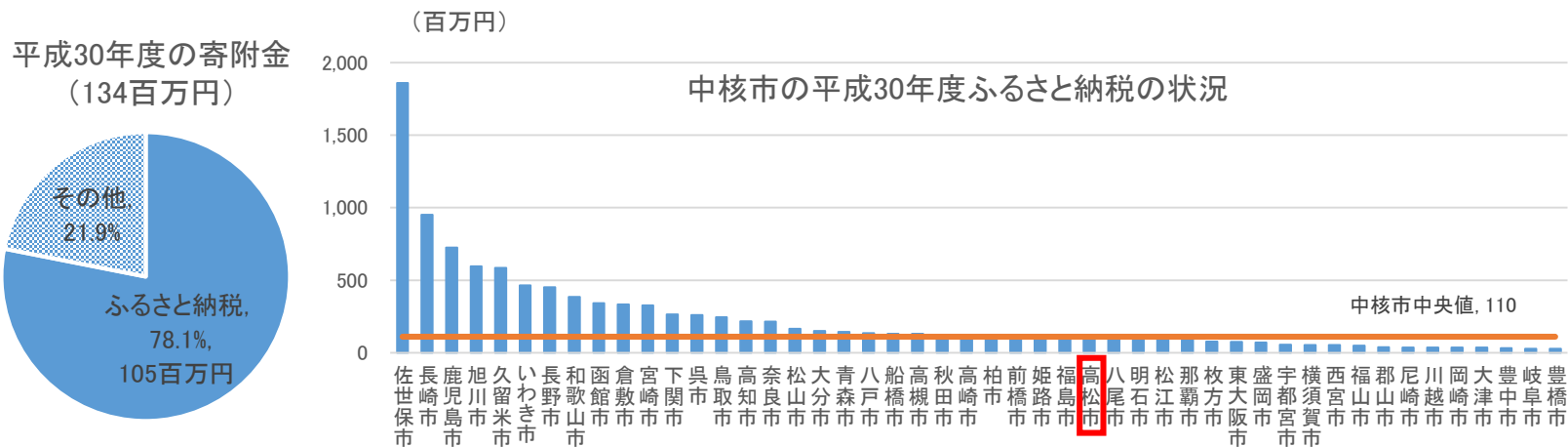
※総務省資料「平成29年度地方財政状況調査」、「平成30年住民基本台帳人口・世帯数、平成29年人口動態(市区町村別)」に基づき作成

<普通財産売払収入>

	H25	H26	H27	H28	H29
件数	4件	6件	6件	5件	3件
金額	44百万円	65百万円	148百万円	61百万円	136百万円

5 寄附金の概要

- 本市への寄附金のうち、大半がふるさと高松応援寄附金（ふるさと納税）。
- 本市へのふるさと高松応援寄附金額は中核市で中位（54市中29位）に位置している。
- ふるさと高松応援寄附金額は、インターネットによる寄附受付を開始した平成27年度から平成28年度にかけて大幅に増加したものの、その後は減少している。



【今後の拡充策】

- ・ふるさと納税ポータルサイトの追加(8/1～)
- ・返礼品の拡充(随時実施)
- ・クラウドファンディングの実施を検討

6 その他の収入の概要

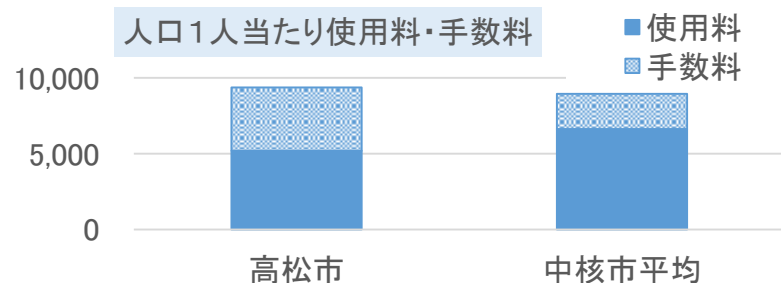
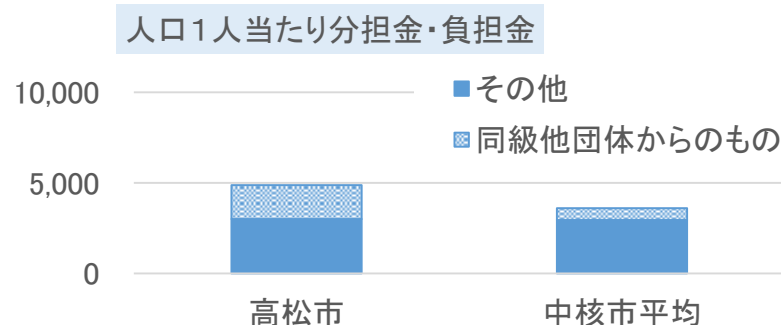
- 分担金・負担金は、中核市平均を上回り、同級他団体からのもの(注)を除くと中核市平均並み
(注)他の市町村(一部事務組合を含む)からの建設事業以外の事務の委託に係る負担金等
- 使用料・手数料は、中核市平均並み
- 受益者負担見直し基準の改正、3年ごとの見直しなど、使用料・手数料等の適正化をすすめる

各収入の主な内容 (単位:百万円)

分担金・負担金		2,091
私立保育所入所者負担金		1,042
同級他団体からのもの (消防・し尿処理等受託事業の負担金)		803
道路掘削復旧費負担金		84
老人保護施設入所者負担金		68

使用料・手数料		4,020
クリーンセンター焼却等処理手数料		877
市立保育所使用料		800
公営住宅使用料		567
一般廃棄物処理手数料		468
夜間急病診療所使用料		187

各収入の人口一人当たり収入額 (単位:円)

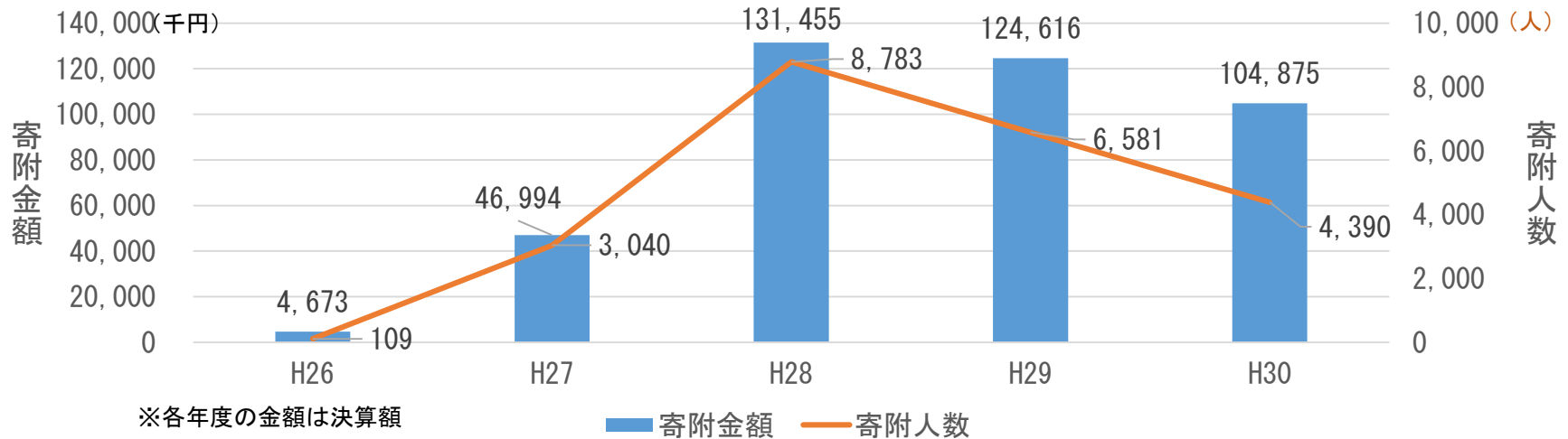


※総務省資料「平成29年度地方財政状況調査」、「平成30年住民基本台帳人口・世帯数、平成29年人口動態(市区町村別)」に基づき作成

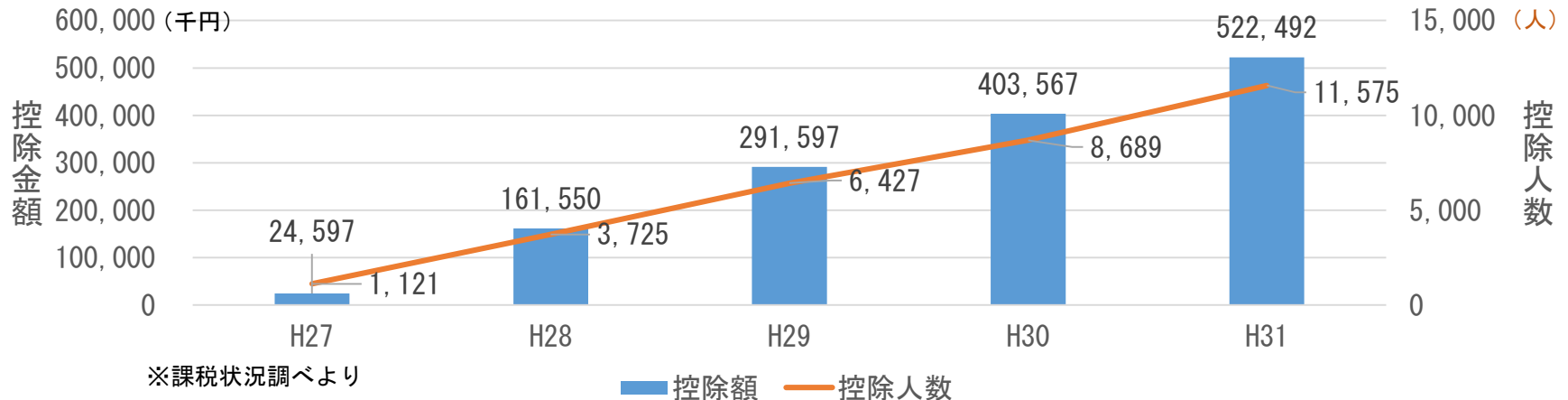
1-1 ふるさと納税

- 平成30年度の寄附金額の実績は、約1億500万円。寄附金額、寄附人数ともインターネットによる寄附受付を開始した平成27年度から平成28年度にかけて大幅に増加したものの、その後は減少。
- 本市市民税からの控除額は5億2,200万円。控除金額、控除人数とも、毎年度増加。

(1) 寄附の受入の推移



(2) 市民税からの控除額の推移

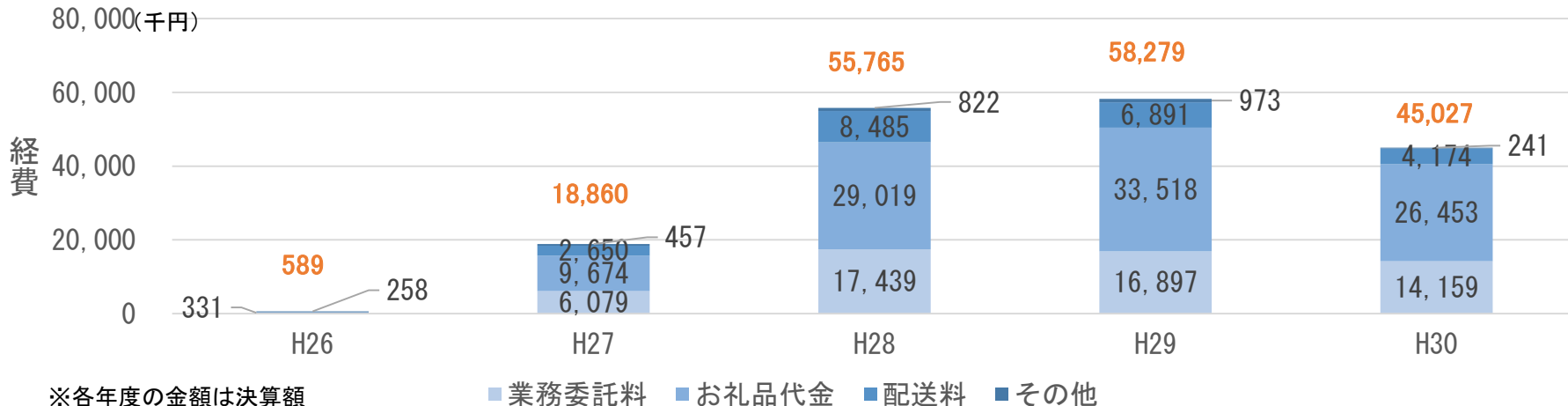


1-2 ふるさと納税

○平成30年度に、ふるさと納税に要した経費は、約4,500万円(寄附金額の約43%)

○概ね寄附金額の増減に連動して増減しているが、平成29年度は返礼割合が高くなったため、前年度比増。

(1) ふるさと納税に係る経費の推移



(2) 返礼品の推移

年度	返礼品数	主な新規返礼品
H26	16	高松産野菜セット、墓地清掃サービス、松盆栽
H27	21	高松まつり花火大会特別有料観覧席チケット、瀬戸内国際芸術祭作品鑑賞パスポート
H28	64	庵治石作品(オブジェ、オーダーメイド等)
H29	103	化粧品類(ライスフォース)
H30	140	イサムノグチ関連グッズ、ミニチュアマンホール、香川漆器、カマタマーレ讃岐グッズ



1-3 ふるさと納税

○今年度の取組

- ・「さとふる」に加え、8月1日から「ふるさとチョイス」、11月8日から「楽天ふるさと納税」に掲載を開始。
- ・宿泊プラン等、体験型の返礼品を追加。
- ・宇多津町との共通返礼品を設定。
- ・本市ホームページのトップ画面に、ふるさと納税のお知らせを掲載。
- ・ふるさと納税を活用したクラウドファンディングを新たに実施。

○実施中のクラウドファンディング

すべての子どもたちに新時代の学びを！
～教室に電子黒板を設置プロジェクト～

【受付期間】 令和元年11月8日～ 令和2年2月28日

【目標金額】 10,000千円

【参考】実施済みのクラウドファンディング

世界盆栽プロジェクト

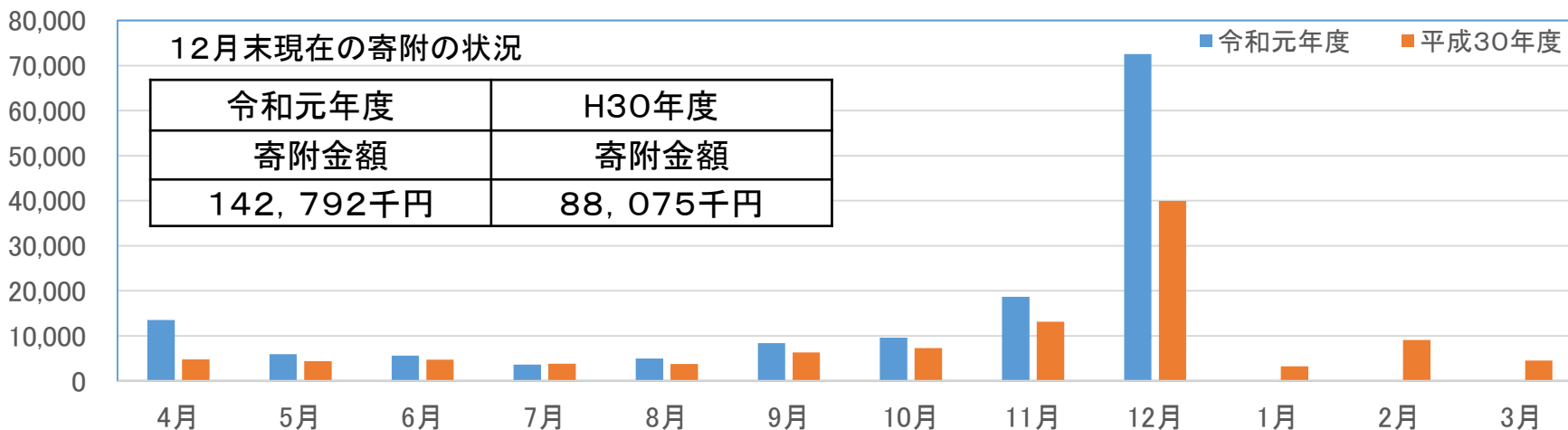
～高松が切り拓く世界のBONSAI～

【受付期間】 平成30年12月6日～平成31年2月28日

【目標金額】 5,000千円

【寄附実績】 5,490千円（215件）

○寄附金額の状況



2-1 ネーミングライツ

【提案内容】ネーミングライツを積極的に採用してはどうか。

(制度概要)

市が事業者等に命名権を付与し、命名権を付与された事業者等からその対価を得て、当該対価を施設等の運営及び維持管理に要する費用の一部に充てる事業

(状況)

高松市屋島競技場において導入済み。令和元年9月、高松駅前広場公衆便所の公募を行った。

対象施設	高松市屋島競技場(高松市屋島中町374番地1)
愛称	屋島レクザムフィールド
命名権者	株式会社レクザム
契約期間	平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間
契約金	年額8,000,000円(別途、消費税及び地方消費税。)

(導入によるメリット、課題)

➤ メリット

- ・安定的な財源確保
- ・スポンサー企業との協働による収益拡大
- ・維持管理費の軽減
- ・スポンサー企業による地域貢献、地域活性化

➤ 課題

- ・施設の機能などがわかりにくくなるおそれ
- ・競合他社がイベントを実施しにくい
- ・契約企業の不祥事によるイメージダウンリスク
- ・施設に愛着を持つ地域住民・利用者の反発
- ・地方ほどスポンサー企業獲得が困難

(実現可能性)

建築物については、他都市でも多様な施設での導入事例があり、更なる導入に向けて検討。

インフラ施設については、屋外広告物条例において、広告物の表示ができない禁止物件に該当しており、ネーミングライツについて、適用除外とすることが可能かどうか整理する必要。

2-2 ネーミングライツ

屋外広告物条例(抄)

(目的)

第1条 この条例は、屋外広告物法第2条第1項に規定する屋外広告物の表示および広告物を掲載する物件の設置並びにこれらの維持並びに同条第2項に規定する屋外広告業に関する規制その他の必要な措置を講ずることにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

(広告物等の在り方)

第2条 広告物又は掲載物件は、良好な景観又は風致を害するおそれがなく、かつ、公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。

(禁止地域等)

第3条 次に掲げる地域又は場所において、広告物を表示し、又は掲載物件を設置してはならない

(8) …道路の市長が指定する区間並びに鉄道、軌道及び索道の市長が指定する区間

(9) 道路及び鉄道等に接続する地域で市長が指定する区域

…

(禁止物件)

第4条 次に掲げる物件で国又は地方公共団体が設置したものには、広告物を表示し、又は掲載物件を設置してはならない。

(1) 橋りょう、トンネル、地下道の上屋、高架構造物及び分離帯

(2) 石垣及びよう壁

(3) 街路樹及び路傍樹

…

(適用除外)

第7条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 法令の規定により表示する広告物又はこれに係る掲出物件

(2) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物又はこれに係る掲出物件

…

2-3 ネーミングライツ

○今年度募集していた高松駅前広場公衆便所のネーミングライツ事業者が決定

【事業者】 日立造船 株式会社（大阪市住之江区南港北1-7-89）

【愛称】 Hitz 瀬戸の都 トイレ（ヒッツ せとのみやこトイレ）

【契約期間】 令和2年4月1日 ~ 令和5年3月31日（3年間）

【命名権料】 年額 10万円（税抜）

○対象施設を拡大し、次のとおりネーミングライツ事業者を募集

【対象施設（単独募集）】

施設名	希望契約期間	希望命名権料（応募可能額）
① 東部運動公園	令和2年4月1日から （3年以上5年以下）	年間500万円以上（300万円）
② 牟礼中央公園運動センター		年間100万円以上（50万円）
③ ヨット競技場		年間200万円以上（100万円）
④ 庵治運動場		年間30万円以上（10万円）
⑤ 仏生山公園温水プール		年間100万円以上（50万円）
⑥ 朝日町庭球場		年間50万円以上（30万円）
⑦ 亀岡庭球場		年間50万円以上（30万円）

【対象施設（一括募集）】

施設名	希望契約期間	希望命名権料
⑧ 中央図書館	令和2年4月1日から （3年）	年間200万円以上
⑨ 夢みらい図書館		
⑩ 牟礼図書館		
⑪ 香川図書館		
⑫ 国分寺図書館		
⑬ 移動図書館（3台）		

【募集期間】 令和元年12月3日（火） ~ 令和2年1月31日（金）

3 アダプトプログラム

【提案内容】道路(車道)の清掃費用について、マイロードとは別に、諸外国では一般的に行われているアダプトプログラムを採用し、企業等に費用負担してもらってはどうか

アダプトプログラムとは

アダプトプログラムは、市民と行政が共同で進める清掃活動をベースとしたまち美化プログラム。アダプト(Adopt)とは英語で「養子にする」の意味。一定区画の公共の場所を養子に見立て、市民が我が子のように愛情をもって清掃美化を行い、行政がこれを支援する制度。

アダプトプログラムの導入事例

1985年にハイウェイにおける散乱ゴミの清掃費削減を目的にアメリカテキサス州で始まり、10年でほぼ全米に広がっている。

日本では、平成10年に徳島県神山町で初めて導入。以後、23年末時点で400以上の自治体で500以上のプログラムが稼働中。

本市でも13年5月から「たかまつマイロード事業」を実施している。

企業等に費用負担してもらって清掃費用に充てている事例

○ 平成19年から愛媛県の実践として「えひめ愛ロード運動」の中で「道路美化スポンサー事業」が実施されている。企業からの協賛金を活用し交通量の多い中央分離帯や路肩の草刈り等に活用している。1口10万円で協議会を設立しシルバー人材センター等に業務委託。開始当初は40口の応募があったが26年には22口の応募と、ほぼ半減している。

○ その他の自治体では、道路の清掃費用に充てている事例は見当たらない。(道路の照明灯の電気代等に協賛金を充てている事例や、ふるさと応援寄付金(ふるさと納税)を活用し、道路の清掃など維持管理費用に充てている事例は、多数見受けられた。)

本市における実現の可能性

本市においても、同様の制度を創設することは可能であると考えられるが、他都市の事例(成果と課題)も参考に、費用対効果等について調査研究する必要がある。



4 資源ごみ有料化

【提案内容】家庭系一般廃棄物処理手数料(指定収集袋料金)について、プラスチック容器包装やペットボトルは無料となっているが、制度創設時と現在では状況が異なっており、手数料を徴収してはどうか。

1 本市指定収集袋有料化制度の概要及び現状

- 本市では、平成16年度から家庭系ごみのうち、焼却・破碎処理するごみについて、市民から処理手数料を徴収している。
- 手数料は、市指定のごみ袋を購入してもらうことで徴収。

種別:燃やせるごみ・破碎ごみ共通(5種)

大きさ	大	中	小	特小	超特小
手数料(円)	41.1	30.8	20.5	10.2	5.1
容量(ℓ)	40	30	20	10	5

(収入)一般廃棄物処理手数料 約4億円

(支出)ごみ袋製造コスト、販売店委託料、運送会社委託料 等 約1億6千万円

※参考 H30年度におけるごみ処理経費(人件費、減価償却費を含む) 約67億円

2 資源ごみ手数料の導入状況について

- ・ 中核市58市中、有料指定収集袋を導入しているのは18市であり、うち2市が資源ごみを有料化している。
⇒ 下関市(缶・びん、ペットボトル、プラスチック容器包装)、松江市(プラスチック容器包装、紙製容器包装)
- ・ 資源ごみ用指定収集袋を導入している自治体は、可燃ごみ等の収集袋の3~6割の価格で設定している。
- ・ 作成経費は、作成ロットが少ないことや、厚さ、また視覚障がい者への配慮(エンボス加工等)も必要となってくるため、割高

メリット

- 歳入増加(ごみ袋販売手数料の収入増)
- 従来の可燃・破碎ごみに加えて資源ごみを有料化することにより、資源ごみの排出が抑制される。
- プラスチック資源循環戦略における使い捨てプラスチックの使用削減につながる。
(2030年までに、使い捨てのプラスチックを25%排出抑制)

課題

- 作成コストが高いため、実質的な収入増は少ない
(下関市の事例では、59百万円の手数料収入に対し、52百万円の作成経費)
- 資源ごみ有料化に伴い市民の負担感が高くなり、分別・リサイクルへの理解が得にくくなる可能性
- 不法投棄やポイ捨て、不適切な処分等が増える可能性
- ごみガイドブックの全面見直し、全戸配布が必要

3 実現の可能性について

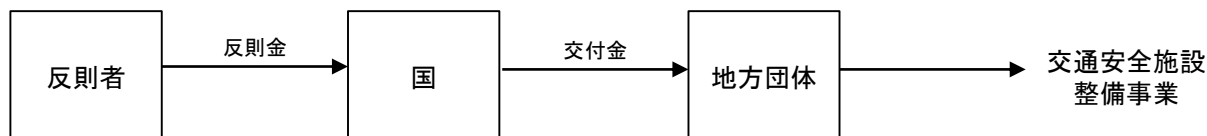
市民生活への影響が大きい割に課題も多く、本市における費用対効果を含め、今後、更なる調査・研究が必要。

5 交通反則金(交通安全対策特別交付金)

【提案内容】諸外国の事例から日本が交通反則金が高いことや、香川県が交通事故が多いことを踏まえ、交通反則金を独自加算してはどうか。

(制度概要<交通安全対策特別交付金>)

- 交通安全対策特別交付金は交通反則金収入を原資として、地方公共団体が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に充てるための財源として交付するもの



(実現可能性)

- 道路交通法及び道路交通法施行令において、「反則金」の額が定められており、高松市のみ変更することは法令上困難。

- 道路交通法第125条

3 この章において「反則金」とは、反則者がこの章の規定の適用を受けようとする場合に国に納付すべき金銭をいい、その額は、別表第二に定める金額の範囲内において、反則行為の種別に応じ政令で定める。

- 道路交通法施行令第45条

法第二百五条第一項の政令で定める反則行為の種別及び同条第三項の政令で定める反則金の額は、別表第六に定めるとおりとする。

別表第六(抄)

反則行為の種別		反則金の額
反則行為の種類	車両等の種類	
二 速度超過(高速三十五以上四十未満)	大型車	四万円
	普通車	三万五千元
	二輪車	三万円
	原付車	二万円

1 個人住民税の他都市の状況

- 個人市町村民税の均等割の超過課税を実施しているのは、横浜市と神戸市の2市。所得割の超過課税を実施しているのは豊岡市1市。
- 個人道府県民税の均等割の超過課税を実施しているのは、37団体。所得割の超過課税を実施しているのは神奈川県のみ1団体。

【横浜市】 個人市民税均等割の超過課税

- 市域の緑の減少に歯止めをかけ、緑豊かなまち横浜を次世代に継承するための、「横浜みどりアップ計画」の実施に必要な安定的な財源確保のため
- 市民税の均等割に年間900円の上乗せ
- 税込増: 1, 691, 309千円 (H29決算カードより)

【神戸市】 個人市民税均等割の超過課税

- 認知症の早期受診を推進するための診断助成制度や、認知症の方が外出時などで事故に遭われた場合の救済制度の創設を内容とする「神戸モデル」の実施のため
- 市民税の均等割に年間400円の上乗せ
- 税込増: 約3億円 (神戸モデルの費用と財源: 神戸市HPより) ※今年度からのため試算

【豊岡市】 個人市民税所得割の超過課税

- 都市計画税の廃止に伴う安定的な財源確保のため
- 市民税の所得割に年間0.1%の上乗せ
- 税込増: 50, 405千円 (H29決算カードより)

2 個人市民税の超過課税

- 均等割の税率は定額課税であり、超過課税も定額課税となる。
- 所得割の税率については超過税率を定めることができるが、定率課税による超過課税となる。

「所得割の税率は比例税率でなければならないものであること。すなわち、所得金額を区分し、当該区分ごとに異なる税率を定めることはできないものであること。(法314の3)」

(『地方税法の施行に関する取扱いについて』第2章23)

(1)本市が均等割超過課税導入の場合の増収額(粗い試算)

均等割 (円)	増額 (円)	対象人数 (人)	増収額 (千円)
3,500	100	212,445	21,469
	200		42,714
	300		63,958
	神戸市 400		85,203
	500		106,447
	600		127,692
	700		148,936
	800		170,181
	横浜市 900		191,425
	1000		212,670

令和元年度 市民税均等割

人数(人)	調定税額(千円)
212,445	743,558

(2)本市が所得割超過課税導入の場合の増収額(粗い試算)

標準 税率	R元年度調定額 (千円)	超過分 課税率	合計税率	増収額 (千円)
6%	23,205,231	0.01%	6.01%	38,675
		0.02%	6.02%	77,351
		0.03%	6.03%	116,026
		0.04%	6.04%	154,702
		0.05%	6.05%	193,377
		0.06%	6.06%	232,052
		0.07%	6.07%	270,728
		0.08%	6.08%	309,403
		0.09%	6.09%	348,078
		0.10%	豊岡市 6.1%	386,754
		0.50%	6.5%	1,933,770
1%	7%	3,867,538		

令和元年度 市民税所得割

人数(人)	調定税額(千円)
196,886	23,205,231

3 市民税(所得割・均等割)超過課税の導入に際してのメリット・課題

【状況】

(均等割)

- ・ 標準税率は市民税3,000円、県民税1,000円と定められている。
- ・ 平成26年度から令和5年度まで、東日本大震災からの復興に関し、緊急に防災のための施策に要する費用として、市民税、県民税、それぞれ500円ずつが別途上乗せされている。
- ・ 令和6年度以降は、個人住民税均等割に、森林環境税(国税)1,000円の上乗せが決定している。

(所得割)

- ・ 標準税率は市民税6%、県民税4%と定められている。

【メリット】

- ・ 普通税としての財源確保が可能となる。
- ・ 標準税率と比較し、賦課徴収経費は増加しない。

【課題】

(均等割)

- ・ 均等割は定額課税であるため、低所得者の負担感が大きい。

(所得割)

- ・ 所得割についても定率課税(税率に所得累進性がない)であるため、所得税に比べると、低所得者の負担が大きい。

1 固定資産税と都市計画税との制度の比較

	固定資産税	都市計画税
税の分類	普通税(一般の経費に充てる)	目的税(特定の経費に充てる)
主な性格	財産税(財産の所有に担税力を認め課税)	応益税(都市計画事業等による受益を認め課税)
課税対象	市町村所在の土地・家屋・償却資産	都市計画区域のうち市街化区域内(定められてない場合は都市計画区域の全域又は一部で条例で定める区域)の土地・家屋
税率	標準税率100分の1.4(制限税率なし)	制限税率100分の0.3(標準税率なし)
賦課徴収	賦課期日 1月1日 納期 4月、7月、9月、11月	固定資産税の例により、通常は固定資産税とあわせて賦課徴収
税の軽減	・住宅用地に対する課税標準額の特例 200㎡以下は1/6、200㎡超は1/3に軽減	・住宅用地に対する課税標準額の特例 200㎡以下は1/3、200㎡超は2/3に軽減

2 中核市における固定資産税と都市計画税の課税状況

- 固定資産税の超過課税を実施している5市のうち、税率1.5%が2市、税率1.6%が3市。（全市町村では153団体）
- 都市計画税の課税団体は58市中51市。税率は、0.1%が1市、0.2%が6市、0.25%が6市、0.27%が1市、0.3%が37市。課税していない7市のうち、4市（青森市、八戸市、秋田市、高知市）は固定資産税の超過課税を実施している。

固定資産税と都市計画税の課税状況

単位：%

	固定資産税	都市計画税		固定資産税	都市計画税		固定資産税	都市計画税
函館市	1.4	0.3	富山市	1.4	0.3	奈良市	1.4	0.25
旭川市	1.4	0.3	金沢市	1.4	0.3	和歌山市	1.4	0.3
青森市	1.6	—	福井市	1.4	0.3	鳥取市	1.5	0.1
八戸市	1.6	—	甲府市	1.4	0.3	松江市	1.4	0.2
盛岡市	1.4	0.2	長野市	1.4	0.3	倉敷市	1.4	0.3
秋田市	1.6	—	岐阜市	1.4	0.3	呉市	1.4	0.3
山形市	1.4	0.3	豊橋市	1.4	0.25	福山市	1.4	0.3
福島市	1.4	0.3	岡崎市	1.4	0.3	下関市	1.4	0.2
郡山市	1.4	0.3	豊田市	1.4	0.25	高松市	1.4	—
いわき市	1.4	0.3	大津市	1.4	0.3	松山市	1.4	—
宇都宮市	1.4	0.25	豊中市	1.4	0.3	高知市	1.5	—
前橋市	1.4	0.2	高槻市	1.4	0.3	久留米市	1.4	0.3
高崎市	1.4	0.25	枚方市	1.4	0.3	長崎市	1.4	0.3
川越市	1.4	0.3	八尾市	1.4	0.3	佐世保市	1.4	0.3
川口市	1.4	0.3	寝屋川市	1.4	0.3	大分市	1.4	0.25
越谷市	1.4	0.2	東大阪市	1.4	0.3	宮崎市	1.4	0.2
船橋市	1.4	0.3	姫路市	1.4	0.3	鹿児島市	1.4	0.3
柏市	1.4	0.3	尼崎市	1.4	0.3	那覇市	1.4	—
八王子市	1.4	0.27	明石市	1.4	0.3			
横須賀市	1.4	0.3	西宮市	1.4	0.3			

3 固定資産税超過課税と都市計画税導入の影響

1 本市が固定資産税超過課税導入した場合の増収額(粗い試算)

<課税対象:土地、家屋又は償却資産>

※ 令和元年9月末現在の調定額を基に算出

		課税標準額	税 率(%) と 税 収(円)					
			標準税率(1.4)	1.41(+0.01)	1.45(+0.05)	1.5(+0.1)	1.6(+0.2)	1.7(+0.3)
内 訳	土地	約5,980億	約83.7億	約84.3億	約86.7億	約89.7億	約95.7億	約101.7億
	家屋	約10,190億	約142.7億	約143.7億	約147.8億	約152.9億	約163.0億	約173.2億
	償却	約2,390億	約33.5億	約33.7億	約34.7億	約35.9億	約38.2億	約40.6億
合 計		約1兆8,560億	約259.8億	約261.7億	約269.1億	約278.4億	約297.0億	約315.5億
標準税率との差			-	約1.8億	約9億	約18億	約37億	約55億

※土地の課税標準額は、住宅用地特例、減免を、家屋の課税標準額は、新築住宅等の軽減を考慮している。

2 課税対象地域を都市計画区域内全域とした場合の本市の都市計画税収額(粗い試算)

<課税対象:土地又は家屋>

※ 令和元年9月末現在の調定額を基に算出

		課税標準額	税 率(%) と 税 収(円)					
			-	0.01%	0.05%	0.1%	0.2%	0.3%
内 訳	土地	約6,590億	-	約0.7億	約3.3億	約6.6億	約13.2億	約19.8億
	家屋	約9,810億	-	約1億	約4.9億	約9.8億	約19.6億	約29.4億
合 計		約1兆6,400億	-	約1.6億	約8億	約16億	約33億	約49億

※1 都市計画区域外の筆数割合(土地:15.2%)、棟数割合(家屋:3.8%)を減じた課税標準額とした場合。

※2 土地の課税標準額は、都市計画税の住宅用地特例を、家屋の課税標準額は、新築住宅等の軽減を考慮している。

3 行政区域と都市計画区域の面積比に比べ、課税標準額にあまり差がない要因

都市計画税の住宅用地特例は、固定資産税と比べ、特例による軽減が少ないため、都市計画税の課税対象地域の土地の課税標準額は高くなる。(小規模住宅用地(固定資産税 1/6、都市計画税 1/3)、一般住宅用地(固定資産税 1/3、都市計画税 2/3))

4 固定資産税超過課税と都市計画税導入のメリットと課題

		固定資産税超過課税	都市計画税導入
増収額		税率1.4%→1.5% 約18億円 税率1.4%→1.6% 約37億円 税率1.4%→1.7% 約55億円	(都市計画区域全体を対象とした場合) 税率0.1% 約16億円 税率0.2% 約33億円 税率0.3% 約49億円
都市計画について	区域の設定	市内均一のため影響がない。	【課題】 本市では線引きを廃止しているため、どの区域で都市計画事業等を実施するかなどの方針を明確にし、課税対象区域を設定する必要がある。
	コンパクト・エコシティ施策への影響	市内均一のため影響がない。	【課題】 課税区域の設定によっては、居住誘導策への影響(居住の拡散)が懸念される。
	充当事業	普通税であり、一般財源であるため制約がない。	【課題】 目的税であり、用途を明確にする観点から、充当事業を定める必要がある。(他市の多くは下水道事業に係る公債費などに充当している。)
経費及び準備期間		【メリット】 システム改修での対応が中心となるため、比較的軽微な費用と短期間での準備が可能である。また、標準税率と比較し、賦課徴収経費は増加しない。	【課題】 ・課税地域の設定については、合意形成や手続きに相当の期間を要する。 ・課税対象物件の調査・入力作業が必要となるため、課税地域の設定の仕方によって、作業期間や経費が大きく異なる。 【メリット】 システム改修は比較的軽微な費用と短期間での準備が可能である。また、固定資産税と併せての賦課徴収となるため、新たな賦課徴収経費は要しない。

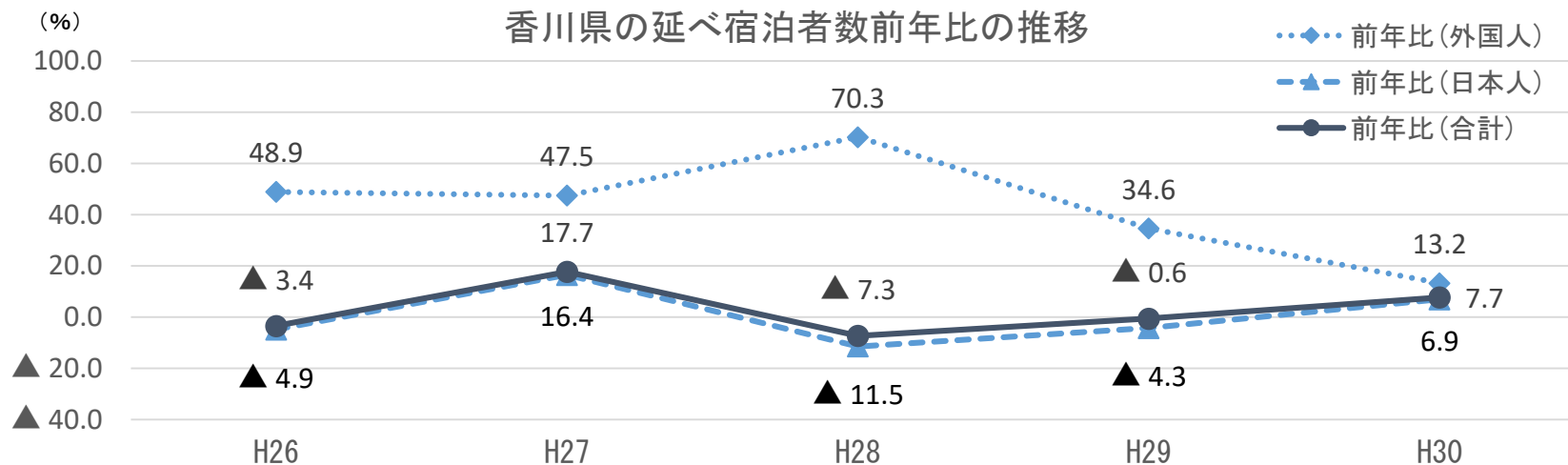
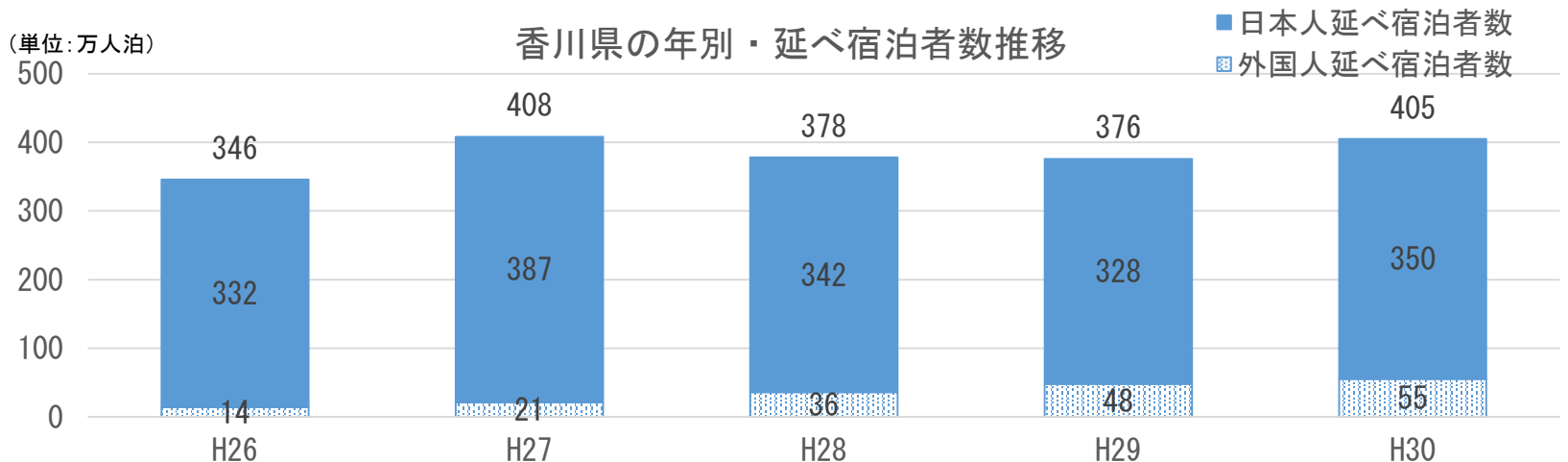
1 宿泊税の概要と他自治体の導入状況

- 宿泊税とはホテルや旅館等の宿泊客に課す地方税で、用途を特定した「法定外目的税」で、導入には総務省の同意が必要。
- 国内では平成14年に全国に先駆けて東京都が初めて導入。訪日外国人観光客の増加を受けて創設する自治体が増えており、訪日外国人の受入れ環境整備など、観光振興に充てることを目的としている。

施行年月	自治体名	課税方法	年間税収額
平成14年10月	東京都	宿泊料 1万円未満 0円 宿泊料 1万円～1.5万円未満 100円 宿泊料1.5万円以上 200円	約24億円 (H29年度)
平成29年 1月	大阪府	宿泊料1万円未満 (7,000円以上) 100円※ 宿泊料1万円～1.5万円未満 200円 宿泊料1.5万円以上 300円 ※2019年6月から免税点を7千円以下に引下げ	約7.7億円 (H29年度)
平成30年10月	京都市	宿泊料2万円未満 200円 宿泊料2万円～5万円未満 500円 宿泊料5万円以上 1000円 ※修学旅行生や引率者は免除	約46億円 (見込み)
平成31年 4月	金沢市	宿泊料2万円未満 200円 宿泊料2万円以上 500円	約7.2億円 (見込み)
令和元年11月	(クッチャン) 倶知安町	宿泊料金の2% (全国初の定率制導入) ※修学旅行生とその引率者、職場体験や インターンシップの学生は免除	約3.8億円 (見込み)
令和2年度初め (予定)	福岡県 ①福岡市 ②北九州市 (県及び市)	宿泊料1泊につき県税50円 ①福岡市：市税150円 ※宿泊料2万円以上の場合は県税50円、市税 450円 ②北九州市：市税150円	福岡県：約15億円 (見込み) 福岡市：約18.2億円 (見込み) 北九州市：約 3億円 (見込み)

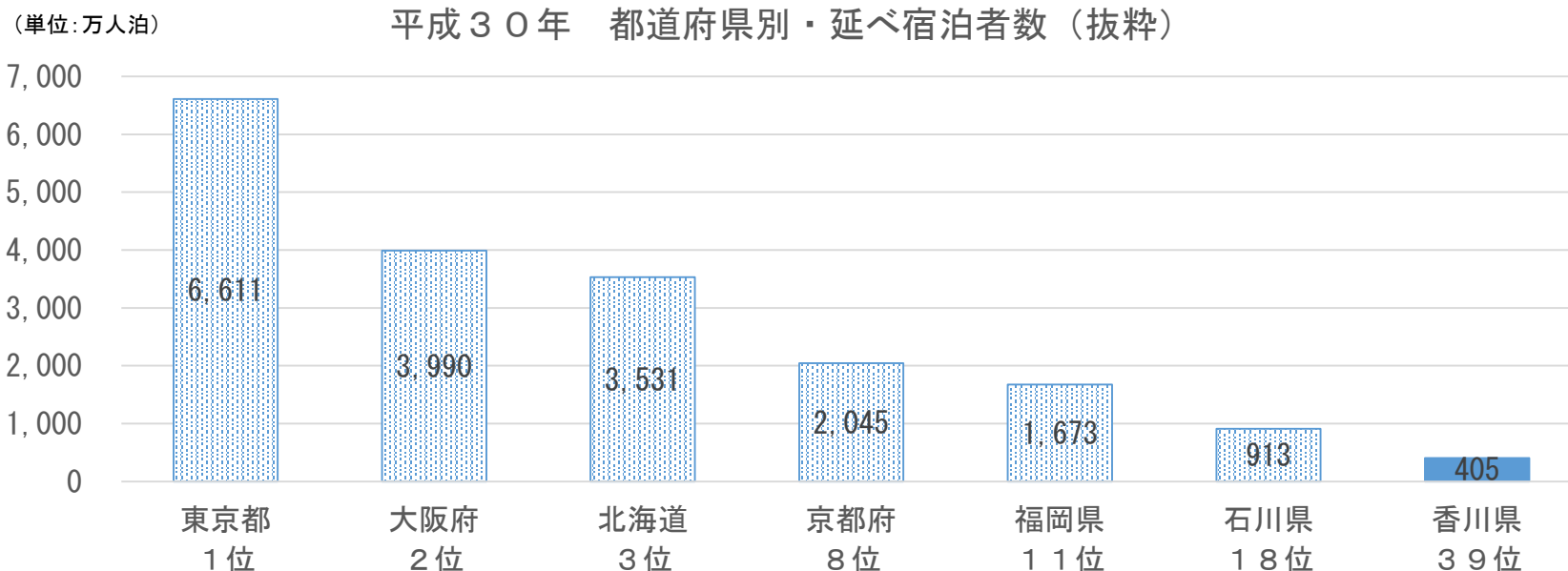
2 香川県の延べ宿泊者数の状況 年別

- 外国人延べ宿泊者数は、前年比の伸び率では低下しているものの、増加傾向。
- 日本人を含めた全体の延べ宿泊者数は、平成28・29年に一旦落ち込み、30年は3年ぶりに増加。



3 香川県の延べ宿泊者数の状況 都道府県別

- 平成30年の都道府県別の延べ宿泊者数は、香川県は47都道府県中39位。
- 平成30年の延べ宿泊者数の前年比伸び率は、全国平均をやや上回る。



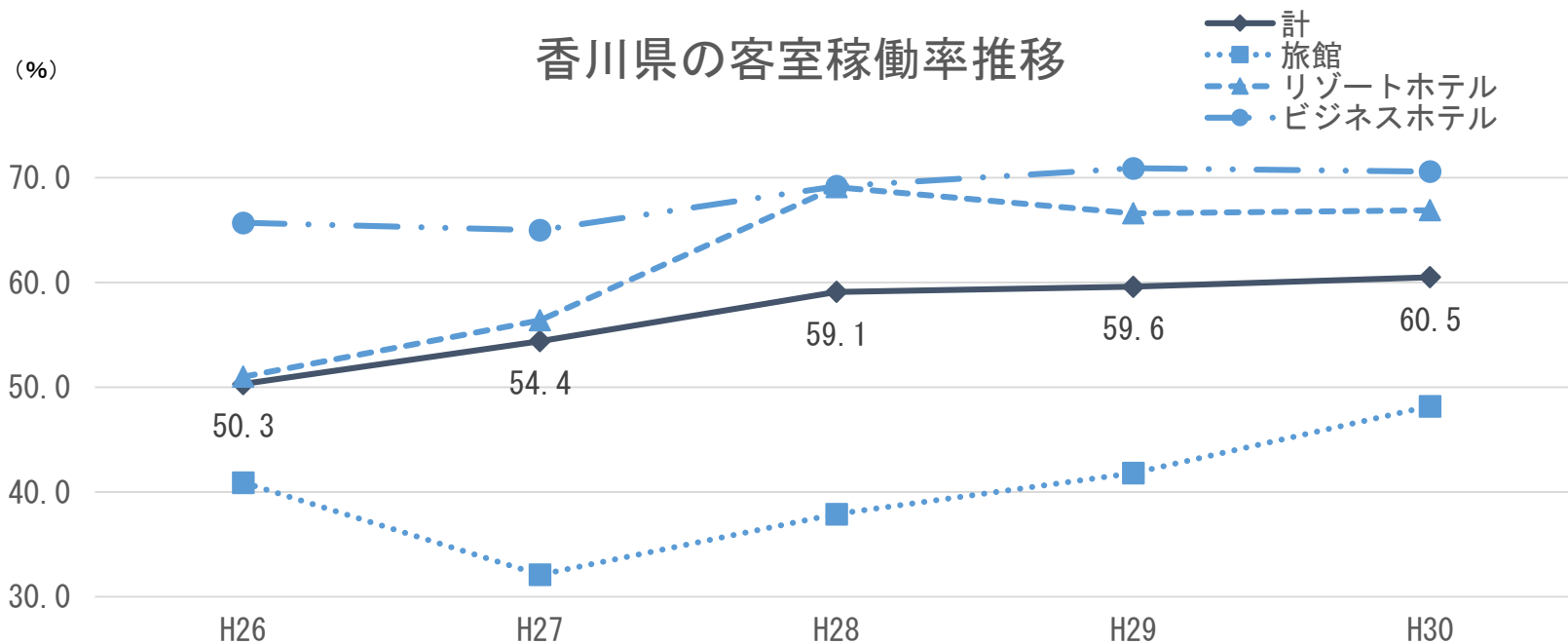
平成30年 都道府県別・延べ宿泊者数前年比(抜粋)

都道府県	全国	東京都	大阪府	北海道	京都府	福岡県	石川県	香川県
前年比	+5.6%	+10.3%	+20.1%	▲0.7%	+8.1%	▲1.6%	+4.5%	+7.7%

※国土交通省観光庁資料「宿泊旅行統計調査」に基づき作成

4 香川県の客室稼働率の状況

- 香川県の客室稼働率は、平成28年まで増加し、29年以降は微増。
- 平成30年の香川県の客室稼働率は、全国平均を下回る。



平成30年 都道府県別・客室稼働率(抜粋)

都道府県	全国	東京都	大阪府	北海道	京都府	福岡県	石川県	香川県
稼働率	61.2%	80.0%	79.6%	63.2%	64.7%	72.2%	63.3%	60.5%

※国土交通省観光庁資料「宿泊旅行統計調査」に基づき作成

5 宿泊税を導入した場合の徴税コスト

- 先行自治体のいずれも、特別徴収義務者に対し、納入額の一定割合を交付金として、支出している。
(納期内納付の奨励金や開始直後の準備金等の理由により、制度導入後の一定期間は、加算。)
- 交付金の限度額については、京都市は、1事業者につき年間200万円、金沢市は、年間100万円と要綱により定めている。

本市の徴収と宿泊税特別徴収事務に係る交付金(粗い試算)

宿泊施設 収容人員	宿泊施設 稼働率	年間 日数	課税額 (円)	徴収	交付金3%	交付金2.5%
約7,000人	約60%	365	50	約0.8億円	2,400千円	2,000千円
			100	約1.5億円	4,500千円	3,750千円
			150	約2.3億円	6,900千円	5,750千円
			200	約3億円	9,000千円	7,500千円
			300	約4.5億円	13,500千円	11,250千円

①高松市内の高松観光コンベンション・ビューロー賛助会員宿泊施設一覧(H28.11現在)による収容人員

②国土交通省観光庁宿泊旅行統計調査(H30年間値)による香川県内の宿泊施設稼働率平均値

③一人一泊当たり税額(宿泊料に関わらず、一律に同額を課税した場合)

※仮に金沢市と同様の限度額(年間100万円)を設定した場合、限度額を超えるケースは限られると考えられる(交付金限度額が適用されるかの試算を参照)ため、試算額に限度額の影響は考慮していない。

【参考】交付金限度額が適用されるかの試算

宿泊施設 収容人員	宿泊施設 稼働率	年間 日数	課税額 (円)	徴収	交付金3%	交付金2.5%
500人	約60%	365	50	約550万円	約17万円	約14万円
			100	約1,100万円	約33万円	約28万円
			200	約2,200万円	約66万円	約55万円
			300	約3,300万円	約99万円	約83万円

- ・高松市内の高松観光コンベンション・ビューロー賛助会員宿泊施設一覧(H28.11現在)の内、最大宿泊数500人の施設を参考に試算。
- ・交付金率は、京都市・金沢市を参考に、開始直後の3%とその後の2.5%で試算。

6 宿泊税導入に際してのメリット・課題

【メリット】

- ・ 市民の負担増を伴わず、インバウンドを始めとする新たな観光振興施策の財源を確保することが可能。
- ・ これまで把握できていなかった市内の宿泊施設の宿泊者数等のデータの把握が可能。(二次的効果)

【課題】

(総論)

- ・ 既に導入済みの自治体のほとんどは、大都市やメジャーな観光都市である一方、現時点では、本市と同等クラスの中核市や県庁所在都市での導入事例はなく、都市イメージとしてマイナスにならないか。
- ・ 導入に際しては、ホテルや旅館等の宿泊施設側を始め、観光の性質上、広域性や周遊性が高いことから、県や近隣市町の理解も得る必要がある。
- ・ 導入による負担感や都市イメージダウンにより、観光客が減るなどした場合でも、一旦導入した制度を簡単には止められない。

(宿泊施設)

- ・ 宿泊税徴収のためのシステム改修(開発・保守)や宿泊施設での特別徴収方法の構築などの手間や経費負担が増える。(行政側及び宿泊施設側の双方とも)
- ・ 特に集客力の弱い(稼働率が低い)宿泊施設は、更なる稼働率低下を招くおそれがある。
- ・ 宿泊施設が特別徴収事務を担うこととなるため、宿泊施設側にも、その事務の手間や負担に見合うだけのメリットがある事業の財源として、宿泊税が充てられないと、理解が得られにくい可能性がある。

中期財政収支見通し(一般会計の一般財源ベースで試算)

令和元年11月現在

歳入

(単位：百万円)

区分		令和元年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		金額	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率
一般財源	市 税	65,030	64,433	99.1%	62,872	97.6%	63,194	100.5%	63,537	100.5%
	地方譲与税・交付金	11,438	13,133	114.8%	14,026	106.8%	13,997	99.8%	13,952	99.7%
	地方交付税・ 臨時財政対策債	21,050	20,913	99.3%	20,964	100.2%	20,742	98.9%	20,229	97.5%
	その他	617	1,024	166.0%	676	66.0%	735	108.7%	775	105.4%
	合計 A	98,135	99,503	101.4%	98,538	99.0%	98,668	100.1%	98,493	99.8%

※地方交付税については会計年度任用職員制度など、一部の地方財政措置については考慮していない。

歳出

(単位：百万円)

区分		令和元年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		
		金額	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率	
一般財源 充 当	義務的経費	57,176	59,613	104.3%	60,119	100.8%	60,405	100.5%	61,018	101.0%	
	内訳	人件費	27,777	29,275	105.4%	29,182	99.7%	29,146	99.9%	29,399	100.9%
		扶助費	12,888	13,198	102.4%	13,360	101.2%	13,502	101.1%	13,653	101.1%
		公債費	16,511	17,140	103.8%	17,577	102.5%	17,757	101.0%	17,966	101.2%
	投資的経費	2,865	3,537	123.5%	4,834	136.7%	4,286	88.7%	3,947	92.1%	
	その他の経費	40,894	44,852	109.7%	43,560	97.1%	44,182	101.4%	44,740	101.3%	
	合計 B	100,935	108,002	107.0%	108,513	100.5%	108,873	100.3%	109,705	100.8%	

充 当 予 定 特 定 目 的 基 金		650		330		330		330	
所 要 一 般 財 源 D (B - C)		107,352		108,183		108,543		109,375	

財 源 不 足 E (A - D)		△ 2,800	△ 7,849		△ 9,645		△ 9,875		△ 10,882
--	--	---------	---------	--	---------	--	---------	--	----------

※ 令和元年度は6月補正予算額(肉付予算)、2年度以降は推計

● 2～5年度累計額 **△ 38,251**

※ 新県立体育館建設環境整備事業における建設用地(サンポートA1街区)の買戻しについては、上記集計に含んでいない。

(参考) 上記の財源不足に対し、財源対策基金(財政調整基金、減債基金、施設整備基金)の取崩しにより対応した場合

財 源 対 策 基 金 残 高 予 定 D		9,267	1,418		0		0		0
---	--	-------	-------	--	---	--	---	--	---

財 源 対 策 基 金 取 崩 後 財 源 不 足 E		0	0		△ 8,227		△ 9,875		△ 10,882
--	--	---	---	--	---------	--	---------	--	----------

※ 令和2年度以降は基金の積み増しは考慮していない

市民からの参考意見(原文) (1)

No	御意見
1	<p>○御意見</p> <p>大前提は、無駄遣いの代表である議員の海外視察の凍結・廃止や議員の費用弁償の廃止すらしめない状態で、市民への増税を絶対にすべきでない、ということ。</p> <p>一番すべきでないのは、個人市民税の増税で、これに手を付ける時は、市長ら市幹部の給与を何割かカットし、市議の報酬月額60万強も月額50万未満に下げる姿勢を先に示すしかありません。</p> <p>議員の海外視察廃止や市長の海外訪問削減を実現した後には、宿泊税の新設はあり得ると考えます。</p> <p>海外視察廃止・費用弁償廃止を実現した後に、固定資産税の部分的増税があり得るかもしれませんが、その場合は低所得者は増税なしにする条件を付けることが絶対に必要です。</p>
2	<p>○御意見</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 軽自動車の促進(エコロジーの為含) 2. インバウンド外国人観光客から観光税を取る。 3. コミュニティセンターの完全民営化 4. 東京等大都市からの移住促進(空き家対策含)
3	<p>○御意見</p> <p>富裕層外国人観光客が訪れる観光スポットに現状を説明した各多言語で募金を呼びかける。</p> <p>高松市観光基金の設立。</p> <p>栗林公園(県)高松城基金を設立し、国内外へ広く募金を呼びかける。</p> <p>観光パスポート(仮称)等の発行も。</p>

市民からの参考意見(原文) (2)

No	御意見
4	<p>○御意見</p> <p>自主財源を探すより、まず現行の事業の見直しをすること。それによって支出の見直しになる。</p> <ul style="list-style-type: none">・財政危機状態で海外視察の必要性が市民には理解できない。視察参加人数の多さにびっくり。復命書を議会事務局の職員が書いているとのこと。随行職員は最低人数にして報告書を書かせるために同行させないこと。・議員の旅費の見直し、全国的に見直しされている。・職員定数の見直し、超勤ありきの働き方を見直すこと。・特定の自治会に支給されている競輪場周辺清掃費は自治会から実績報告も提出されない状況で支払われているのは不当支出である。・市の工事等は原則競争入札にすること、随意契約は極力無くすこと。・テルサ跡地はさらに開学が遅れることになると契約は元に戻してテルサとして存続すること <p>収入について</p> <ul style="list-style-type: none">・市所有の未利用地の早期売却・固定資産税を増額する場合、低所得者に配慮すること。併せてゴミ屋敷調査もすること。 <p>○御意見の理由</p> <p>まず市の事業の見直しをして、無駄な支出がないか検証が必要。その後売却できる土地建物を売却して、その後増税項目について考える必要がある。</p>

市民からの参考意見(原文) (3)

No	御意見
5	<p>○御意見</p> <p>社会保障費などの増大により、高松市の財政がこのままでは立ち行かない危機的な状況であるとしても、増税ありきの議論には疑問を感じる。</p> <p>(1)歳出改革について、もう少し踏み込んで議論してほしい。</p> <p>(2)収納率向上については、高松市ホームページの市税についてのデータを見たところ、毎年5億円以上の滞納が発生している。また、滞納整理の項目では多い年で3億円以上が不能欠損となっている。</p> <p>確かに、生活の状況でどうしても納められないこともあるかもしれないが、この額を見るとそればかりではなく、納めない人が納めないままになっているのではないか。</p> <p>真面目に納税している人ばかり更に多くの税が課され、取りやすいところから取るようなやり方では、納得して納税できない。</p> <p>税制度は公平であるべきだ。</p>
6	<p>○御意見</p> <ul style="list-style-type: none">・軽自動車税の増税を希望する・航空税のようなものがあるとよい。・コミュニティビジネスのようなもので財源確保できないだろうか。 <p>○御意見の理由</p> <ul style="list-style-type: none">・環境問題を解決するための税金となることが必要だと思う。・以前より大気汚染は悪化しているように感じる。・福祉などに関して市民の自立型(?)があるとよいのではないか。

(参考) 自主財源の検討スケジュール

○令和元年7月～令和2年1月 自主財源検討委員会での具体案の検討

	時期	議題
第1回	令和元年 7月29日	財政状況、自主財源の概要、今後の検討課題
第2回	令和元年 9月 2日	自主財源の具体案検討
第3回	令和元年 9月25日	自主財源の具体案検討
第4回	令和元年10月28日	自主財源の具体案検討
第5回	令和元年11月19日	中間取りまとめ
第6回	令和元年12月26日	市民から寄せられた参考意見について
第7回	令和2年 1月30日	最終取りまとめ

○令和2年1月以降

- ・ 市としての充実・強化策(案)策定

[重要な条例改正等の場合には、以下の手続きが必要]

- ・ パブリックコメント実施
- ・ 市議会への関係議案の提出

(参考) 委員名簿

	氏名	役職等
委員長	肥塚 肇雄	香川大学法学部教授
副委員長	竹内 麗子	香川経済同友会特別幹事
委員	吉田 順子	税理士
	後藤 英之	公認会計士
	岡田 徹太郎	香川大学経済学部教授
	太田 瑠美	弁護士

(参考)高松市自主財源検討委員会設置要綱

高松市自主財源検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の自主財源の充実強化について幅広く検討するため、高松市自主財源検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、本市の自主財源の確保に関する事その他委員会の目的を達成するために必要な事項について検討し、その意見を取りまとめる。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。

2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する委員をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、財政局税務部納税課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年7月9日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱による最初の委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(失効)

3 この要綱は、第2条の規定による意見の取りまとめの日限り、その効力を失う。